

長岡市地域防災計画 〔原子力災害対策編〕

令和 2 年 3 月修正案

新旧対照表

長岡市防災会議

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第1節

修正後（案）	現行	修正理由
第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、<u>原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」という。）中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市や県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。</u>	第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「<u>災対法</u>」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「<u>原災法</u>」という。）に基づき、<u>原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）並びに事業所外運搬（以下「<u>運搬</u>」</u>という。）」により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市や県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民等の生命、身体並びに財産を原子力災害から保護することを目的とする。	新潟県地域防災計画（以下「<u>県計画</u>」という。）との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第2節

修正後（案）	現行	修正理由
第2節 計画の性格 1 長岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、長岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、防災基本計画原子力災害対策編（<u>削除</u>）、原子力災害対策指針（<u>削除</u>）及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）（<u>削除</u>）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（第6節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」を参照）が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成した。（<u>削除</u>） 市等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。 2 長岡市における他の災害対策との関係（略） 3 <u>要配慮者</u>への配慮と男女共同参画の視点に立った対策 この計画及び実施に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の<u>要配慮者</u>の安全確保対策	第2節 計画の性格 1 長岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、長岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、防災基本計画原子力災害対策編（平成24年9月6日 中央防災会議）、原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成24年8月29日 新潟県防災会議）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（第5節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」を参照）が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成した。<u>さらに、（追加）県内全市町村で構成する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において、避難、屋内退避、受入れの際の共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画（暫定版）」の内容も反映している。</u> 市等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。 2 長岡市における他の災害対策との関係（略） 3 <u>災害時要援護者</u>への配慮と男女共同参画の視点に立った対策 この計画及び実施に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の<u>災害時要援護者</u>の安全確	文言整理 同上 同上 項番整理 文言整理 県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
に十分配慮する。また、男女共同参画の視点から適切に対応する。 4 計画の修正 この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを<u>修正</u>する。 5 計画の周知徹底 (略)	保対策に十分配慮する。また、男女共同参画の視点から適切に対応する。 4 計画の修正 この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを<u>変更</u>する。 5 計画の周知徹底 (略)	文言整理

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第3節

修正後（案）	現行	修正理由
第3節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針・想定 1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針（略） 2 計画の基礎とするべき災害の想定 <u>（削除）発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。</u> <u>なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。</u> <u>（1）原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態</u> <u>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。</u> <u>これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「放射性プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。</u>	第3節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針・想定 1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針（略） 2 計画の基礎とするべき災害の想定 <u>この計画の基礎となる災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。また、原災法第10条に規定する事象（以下、「特定事象」という。）及び原災法第10条に規定する事象の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（以下、「警戒事象」という。）が発生した場合においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等に鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。さらに、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において規定する特定事象に先行する事象及び未満事象（発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合を含む。）についても、同様に対応する。</u>	県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</u> <u>また、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。</u> <u>（２） 原子力災害の特殊性</u> <u>原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。</u> <u>① 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生または拡大の防止が極めて重要であること。</u> <u>② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感知することができないこと。</u> <u>③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。</u> <u>④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。</u> <u>⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、市民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。</u> <u>ただし、情報連絡、市民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な</u>		

修正後（案）	現行	修正理由
<u>防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。</u>		

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第4節

修正後（案）			現行			修正理由											
第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲			第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲			文言整理 同上											
1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分			1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分														
新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて <u>下表のとおり</u> 区域等を区分している。			新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて <u>（追加）</u> 区域等を区分している。														
<u>（削除）</u>			<u>このことを踏まえ、市町村による原子力安全対策に関する研究会において、下表のとおり区域等を設定した。</u>														
<table><tr><td>区域・地域名</td><td>発電所からの距離 (目安)</td><td>基本の対応</td></tr><tr><td>予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）</td><td>半径<u>おおむね 5km</u></td><td>発電所からの放射性プルーム（<u>削除</u>）放出前に避難が実施できるよう準備をする区域とし、<u>発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL：Emergency Action Level」という。）による全面緊急事態等の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難はPAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径お</u></td></tr></table>			区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応		予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）	半径 <u>おおむね 5km</u>	発電所からの放射性プルーム（ <u>削除</u> ）放出前に避難が実施できるよう準備をする区域とし、 <u>発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL：Emergency Action Level」という。）による全面緊急事態等の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難はPAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径お</u>	<table><tr><td>区域・地域名</td><td>発電所からの距離 (目安)</td><td>基本の対応</td></tr><tr><td>予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）</td><td>半径<u>（追加） 5km</u></td><td>発電所からの放射性プルーム（<u>以下、「プルーム」とする）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、<u>あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、PAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m圏外への避難を実施する。</u></u></td></tr></table>			区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応	予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）	半径 <u>（追加） 5km</u>
区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応															
予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）	半径 <u>おおむね 5km</u>	発電所からの放射性プルーム（ <u>削除</u> ）放出前に避難が実施できるよう準備をする区域とし、 <u>発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL：Emergency Action Level」という。）による全面緊急事態等の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難はPAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径お</u>															
区域・地域名	発電所からの距離 (目安)	基本の対応															
予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ※ 県計画では、「即時避難区域」と標記）	半径 <u>（追加） 5km</u>	発電所からの放射性プルーム（ <u>以下、「プルーム」とする）放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、<u>あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、PAZ外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m圏外への避難を実施する。</u></u>															
						県計画との整合											
						同上											
						同上											
						文言整理											

修正後（案）			現行			修正理由
		おむね30km圏外への避難を実施する。				
緊急（削除）防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）※ 県計画では、「避難準備区域」と標記）	半径おおむね5km～30km	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL：Operational Intervention Level」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とする。 緊急時モニタリングの結	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）※ 県計画では、「避難準備区域」と標記）	半径（追加）5km～30km	基本的には、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね30km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。 なお、UPZ内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。	県計画との整合 文言整理 同上

修正後（案）			現行			修正理由
		果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、 <u>(削除)</u> 気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径 <u>おおむね 3 0 km</u> 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。				県計画との整合
<u>UPZ外</u>	半径 <u>おおむね 3 0 km</u> ～	<u>UPZ外の地域については、放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の接種制限等を実施する。(削除)</u>	<u>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u> <u>(PPA : Plume Protection Planning Area</u> <u>※ 県計画では、「屋内退避計画地域」と標記)</u>	半径 <u>3 0 km ～ 5 0 km</u>	<u>(追加) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果 (追加) により、必要に応じて、屋内退避や(追加) 安定ヨウ素剤の服用 (追加) を実施する。また、市町村によっては、避難者の受入れを実施する。なお、PPAにおいても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、UPZと同様の対応を実施する。</u>	

修正後（案）			現行			修正理由
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>PPA超</u> <u>※ 市町村による原子力安全対策に関する研究会において、独自に定めたもの</u>	<u>半径50km～</u>	<u>PAZ、UPZ、PPA以外の地域は、PAZ等からの避難者を受け入れる地域とする。</u> <u>また、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定するとともに、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。</u> <u>なお、PPA超においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、UPZ又はPPAと同様の対応を実施する。</u>	県計画との整合
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>放射線量監視区域</u> <u>※ 県計画において定めたもの</u>	<u>県内全域</u>	<u>県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。</u> <u>また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほ</u>	同上

修正後（案）				現行			修正理由
						か、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。 なお、放射線量監視区域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、UPZ又はPPAと同様の対応を実施する。	

修正後（案）	現行	修正理由															
2 長岡市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 （略） <table><tr><th colspan="3">長岡市における原子力災害対策重点区域の範囲</th></tr><tr><td>予防的防護措置を準備する区域 （P A Z : Precautionary Action Zone）</td><td>発電所からおおむね5 km</td><td>該当なし※</td></tr><tr><td>緊急防護措置を準備する区域 （U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）</td><td>発電所からおおむね5 ～ 3 0 km</td><td>栃尾地域を除く全市域</td></tr></table>	長岡市における原子力災害対策重点区域の範囲			予防的防護措置を準備する区域 （P A Z : Precautionary Action Zone）	発電所からおおむね5 km	該当なし※	緊急防護措置を準備する区域 （U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）	発電所からおおむね5 ～ 3 0 km	栃尾地域を除く全市域	2 長岡市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 （略） <table><tr><th>区域・地域名</th><th>対象地域名</th></tr><tr><td>緊急時防護措置を準備する区域 （U P Z）</td><td>・ 栃尾地域を除く全市域</td></tr><tr><td>ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 （P P A）</td><td>・ 栃尾地域</td></tr></table>	区域・地域名	対象地域名	緊急時防護措置を準備する区域 （U P Z）	・ 栃尾地域を除く全市域	ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 （P P A）	・ 栃尾地域	県計画との整合
長岡市における原子力災害対策重点区域の範囲																	
予防的防護措置を準備する区域 （P A Z : Precautionary Action Zone）	発電所からおおむね5 km	該当なし※															
緊急防護措置を準備する区域 （U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）	発電所からおおむね5 ～ 3 0 km	栃尾地域を除く全市域															
区域・地域名	対象地域名																
緊急時防護措置を準備する区域 （U P Z）	・ 栃尾地域を除く全市域																
ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 （P P A）	・ 栃尾地域																
※新潟県におけるP A Zの範囲は、柏崎市の一部と刈羽村全域																	

修正後（案）	現行	修正理由
	長岡市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA)	県計画との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第5節

修正後（案）	現行	修正理由
<u>第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</u> <u>1 発電所の状態に基づく緊急事態区分</u> <u>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を定期節に進めることが重要である。</u> <u>このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。</u> <u>（1） 情報収集事態</u> <u>P A Zを含む市村で震度5弱及び震度5強が発生した事態。</u> <u>（2） 警戒事態</u> <u>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。</u> <u>この段階において、市は原子力警戒本部を設置する。</u> <u>（3） 施設敷地緊急事態</u> <u>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要</u>	<u>（新規）</u>	県計画との整合 県計画との整合 県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
<u>避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</u> <u>この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</u> <u>（４） 全面緊急事態</u> <u>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</u> <u>この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</u>		県計画との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第6節

修正後（案）			現行			修正理由
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略） 1 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱 ※（原子力災害）は、原子力災害単独事務			第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略） 1 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱 ※（原子力災害）は、原子力災害単独事務			項番整理
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	
長岡市	1（原子力災害）住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	原子力安全対策室 国際交流課 福祉総務課	長岡市	1（原子力災害）住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	原子力安全対策室 国際交流課 福祉総務課	
	2（原子力災害）住民等に対する通信連絡網の整備に関すること	原子力安全対策室		2（原子力災害）住民等に対する通信連絡網の整備に関すること	原子力安全対策室	
	3（原子力災害）住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	原子力安全対策室		3（原子力災害）住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	原子力安全対策室	
	4（原子力災害）安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること	原子力安全対策室		4（原子力災害）安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること	原子力安全対策室	
	5（原子力災害）事故状況の把握及び連絡に関すること	原子力安全対策室		5（原子力災害）事故状況の把握及び連絡に関すること	原子力安全対策室	
	6（原子力災害）市原子力警戒本部、市原子力災害対策本	原子力安全対策室		6（原子力災害）市原子力警戒本部、市原子力災害対策本	原子力安全対策室	

修正後（案）			現行			修正理由
	部及び市原子力災害現地対策本部の設置・廃止に関する こと			部及び市原子力災害現地対策本部の設置・廃止に関する こと		
7	（原子力災害）現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する こと	原子力安全対策室 警防課	7	（原子力災害）現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する こと	原子力安全対策室 警防課	
8	（原子力災害）国の専門家等の派遣要請及び受入れに関する こと	原子力安全対策室	8	（原子力災害）国の専門家等の派遣要請及び受入れに関する こと	原子力安全対策室	
9	（原子力災害）他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関する こと	人事課 業務課 警防課	9	（原子力災害）他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関する こと	人事課 業務課 警防課	
10	（原子力災害）住民等からの問合せに対する対応に関する こと	危機管理防災本部	10	（原子力災害）住民等からの問合せに対する対応に関する こと	危機管理防災本部	
11	（原子力災害） <u>緊急時放射線モニタリングへの協力</u> に関する こと	環境政策課	11	（原子力災害） <u>環境放射線モニタリング（追加）</u> に関する こと	環境政策課	県計画との整合 同上
12	（原子力災害）住民等の退避、避難及び立入制限に関する こと	危機管理防災本部 原子力安全対策室 警防課	12	（原子力災害）住民等の退避、避難及び立入制限に関する こと	危機管理防災本部 原子力安全対策室 警防課	
13	（原子力災害）国、県による住民等の避難等の誘導に対する協 力に関する こと	土木政策調整課 警防課	13	（原子力災害）国、県による住民等の避難等の誘導に対する協 力に関する こと	土木政策調整課 警防課	

修正後（案）			現行			修正理由
	14（原子力災害）救急及び救助活動の実施に関すること	警防課		14（原子力災害）救急及び救助活動の実施に関すること	警防課	名称変更
	15（原子力災害）防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること	警防課		15（原子力災害）防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること	警防課	
	16（原子力災害）県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康課 警防課		16（原子力災害）県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	健康課 警防課	同上
	17（原子力災害）住民等に対する飲食物の摂取制限等に対する協力に関すること	健康課 <u>農水産政策課</u> 浄水課		17（原子力災害）住民等に対する飲食物の摂取制限等に対する協力に関すること	健康課 <u>農政課</u> 浄水課	
	18（原子力災害）農林地、農林業用施設等及び農林水産物の汚染についての情報収集及び対応に関すること	<u>農水産政策課</u>		18（原子力災害）農林地、農林業用施設等及び農林水産物の汚染についての情報収集及び対応に関すること	<u>農政課</u>	同上
	19（原子力災害）市道の通行確保に関すること	土木政策調整課		19（原子力災害）市道の通行確保に関すること	土木政策調整課	
	20（原子力災害）輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	契約検査課 <u>管財課</u> 環境政策課 交通政策課		20（原子力災害）輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	契約検査課 <u>用地管財課</u> 環境政策課 交通政策課	同上
	21（原子力災害）飲食物及び生活必需品の供給に関すること	市民課 <u>産業支援課</u>		21（原子力災害）飲食物及び生活必需品の供給に関すること	市民課 <u>商業振興課</u>	
	22（原子力災害）防災業務関	人事課		22（原子力災害）防災業務関	人事課	

修正後（案）			現行			修正理由
	係者の被ばく管理に関する こと	総務課		係者の被ばく管理に関する こと	総務課	名称変更
	23（原子力災害）汚染物質の 除去及び除染に関すること	環境政策課		23（原子力災害）汚染物質の 除去及び除染に関すること	環境政策課	
	24（原子力災害）住民等に対 する各種制限措置の解除等 に関すること	原子力安全対策室 健康課 <u>農水産政策課</u> 浄水課		24（原子力災害）住民等に対 する各種制限措置の解除等 に関すること	原子力安全対策室 健康課 <u>農政課</u> 浄水課	
	25（原子力災害）損害賠償請 求等に必要な資料の整備に 関すること	原子力安全対策室		25（原子力災害）損害賠償請 求等に必要な資料の整備に 関すること	原子力安全対策室	
	26（原子力災害）風評被害等 の影響の対応に関すること	<u>産業支援課</u> <u>農水産政策課</u>		26（原子力災害）風評被害等 の影響の対応に関すること	<u>商業振興課</u> <u>農政課</u>	
	27（原子力災害）被災中小企 業、被災農林水産業者等に 対する支援に関すること	<u>産業支援課</u> <u>農水産政策課</u>		27（原子力災害）被災中小企 業、被災農林水産業者等に 対する支援に関すること	<u>商業振興課</u> <u>農政課</u>	
	28（原子力災害）心身の健康 相談に関すること	健康課		28（原子力災害）心身の健康 相談に関すること	健康課	
	29（原子力災害）児童、生徒へ の原子力防災に関する知識 の普及・指導に関すること	学校教育課		29（原子力災害）児童、生徒へ の原子力防災に関する知識 の普及・指導に関すること	学校教育課	
	30（原子力災害）園児、児童、 生徒の退避及び避難に関す ること	学校教育課 保育課		30（原子力災害）園児、児童、 生徒の退避及び避難に関す ること	学校教育課 保育課	
	31（原子力災害）学校・保育園	教育施設課		31（原子力災害）学校・保育園	教育施設課	

修正後（案）			現行			修正理由
	等の退避、避難施設としての使用協力に関する事 32 長岡市防災会議に関する事 33 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 34 災害予警報等情報の収集伝達に関する事 35 被災状況に関する情報収集に関する事 36 災害広報及び避難の勧告、指示に関する事 37 被災者の救助に関する事 38 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 39 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 40 消防活動及び浸水対策活動に関する事 41 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事	危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 警防課 警防課 危機管理防災本部 健康課 環境政策課 警防課 学校教育課		等の退避、避難施設としての使用協力に関する事 32 長岡市防災会議に関する事 33 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 34 災害予警報等情報の収集伝達に関する事 35 被災状況に関する情報収集に関する事 36 災害広報及び避難の勧告、指示に関する事 37 被災者の救助に関する事 38 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 39 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 40 消防活動及び浸水対策活動に関する事 41 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事	危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 危機管理防災本部 警防課 警防課 危機管理防災本部 健康課 環境政策課 警防課 学校教育課	

修正後（案）			現行			修正理由
	42 避難行動要支援者に対する相談、 <u>支援</u> に関すること 43 公共土木施設、農林地及び農林業用施設等に対する応急措置に関すること 44 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 45 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 46 公営ガス、水道事業の災害対策に関すること	福祉総務課 <u>農水産政策課</u> 農林整備課 土木政策調整課 警防課 <u>農水産政策課</u> 業務課		42 災害時要援護者に対する相談、援護に関すること 43 公共土木施設、農林地及び農林業用施設等に対する応急措置に関すること 44 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること 45 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 46 公営ガス、水道事業の災害対策に関すること	福祉総務課 <u>農政課</u> 農林整備課 土木政策調整課 警防課 <u>農政課</u> 業務課	災害対策基本法との整合 同上 名称変更 同上
新潟県	1（原子力災害）新潟県防災会議原子力防災部会に関する こと 2（原子力災害）住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること 3（原子力災害）原子力防災に関する訓練の実施に関する こと 4（原子力災害）通信連絡網の	原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課	新潟県	1（原子力災害）新潟県防災会議原子力防災部会に関する こと 2（原子力災害）住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること 3（原子力災害）原子力防災に関する訓練の実施に関する こと 4（原子力災害）通信連絡網の	原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課	

修正後（案）			現行			修正理由
	整備に関すること			整備に関すること		
	5（原子力災害）原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	原子力安全対策課		5（原子力災害）原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	原子力安全対策課	
	6（原子力災害）発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	原子力安全対策課		6（原子力災害）発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	原子力安全対策課	
	7（原子力災害）原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	原子力安全対策課		7（原子力災害）原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	原子力安全対策課	
	8（原子力災害）新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター（オフサイトセンター）」という。）の整備及び維持に関すること	原子力安全対策課		8（原子力災害）新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター（オフサイトセンター）」という。）の整備及び維持に関すること	原子力安全対策課	
	9（原子力災害）県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	原子力安全対策課		9（原子力災害）県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	原子力安全対策課	
	10（原子力災害）県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	原子力安全対策課		10（原子力災害）県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	原子力安全対策課	
	11（原子力災害）現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	原子力安全対策課		11（原子力災害）現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	原子力安全対策課	

修正後（案）			現行			修正理由
	12（原子力災害）原子力災害 合同対策協議会への職員の 派遣に関する事	原子力安全対策課		12（原子力災害）原子力災害 合同対策協議会への職員の 派遣に関する事	原子力安全対策課	組織改編に伴う修正
	13（原子力災害）自衛隊、国の 専門家等の派遣要請及び受 入れに関する事	原子力安全対策課		13（原子力災害）自衛隊、国の 専門家等の派遣要請及び受 入れに関する事	原子力安全対策課	
	14（原子力災害）他の都道府 県及び関係機関への応援要 請及び受入れに関する事	原子力安全対策課		14（原子力災害）他の都道府 県及び関係機関への応援要 請及び受入れに関する事	原子力安全対策課	
	15（原子力災害）住民等から の問合せに対する対応に関 すること	原子力安全対策課		15（原子力災害）住民等から の問合せに対する対応に関 すること	原子力安全対策課	
	16（原子力災害）環境放射線 モニタリングに関する事	原子力安全対策課		16（原子力災害）環境放射線 モニタリングに関する事	放射能対策課	
	17（原子力災害）住民等の退 避、避難及び立入制限に関 すること	原子力安全対策課		17（原子力災害）住民等の退 避、避難及び立入制限に関 すること	原子力安全対策課	
	18（原子力災害） <u>原子力災害</u> <u>医療措置</u> に関する事	福祉保健部		18（原子力災害）緊急被ばく <u>医療措置</u> に関する事	福祉保健部	
	19（原子力災害）飲食物の摂 取制限等に関する事	福祉保健部		19（原子力災害）飲食物の摂 取制限等に関する事	福祉保健部	
	20（原子力災害）農業用水の 汚染についての情報収集及 び対応に関する事	農地部		20（原子力災害）農業用水の 汚染についての情報収集及 び対応に関する事	農地部	
	21（原子力災害）農林水産物	農林水産部		21（原子力災害）農林水産物	農林水産部	県計画との整合

修正後（案）			現行			修正理由
	についての災害情報及び各種措置に関すること 22（原子力災害）輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 23（原子力災害）飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 24（原子力災害）防災業務関係者の被ばく管理に関すること 25（原子力災害）汚染物質の除去及び除染に関すること 26（原子力災害）各種制限措置の解除に関すること 27（原子力災害）市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること 28（原子力災害）県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29（原子力災害）損害賠償請求等に必要資料の取りま	原子力安全対策課 産業労働観光部 福祉保健部 農林水産部 <u>原子力安全対策課</u> 福祉保健部 <u>原子力安全対策課</u> 原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部 原子力安全対策課 土木部 <u>原子力安全対策課</u> 農林水産部		についての災害情報及び各種措置に関すること 22（原子力災害）輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 23（原子力災害）飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 24（原子力災害）防災業務関係者の被ばく管理に関すること 25（原子力災害）汚染物質の除去及び除染に関すること 26（原子力災害）各種制限措置の解除に関すること 27（原子力災害）市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること 28（原子力災害）県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 29（原子力災害）損害賠償請求等に必要資料の取りま	原子力安全対策課 産業労働観光部 福祉保健部 農林水産部 <u>放射能対策課</u> 福祉保健部 <u>放射能対策課</u> 原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部 原子力安全対策課 土木部 <u>放射能対策課</u> 農林水産部	組織改編に伴う修正 同上 同上

修正後（案）			現行			修正理由
	とめに関すること 30（原子力災害）風評被害等の軽減に関すること 31（原子力災害）被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32（原子力災害）心身の健康相談に関すること 33（原子力災害）物価の監視に関すること 34 新潟県防災会議に関すること 35 市及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災業務又は業務の実施についての総合調整に関すること 36 被災状況に関する情報収集に関すること 37 災害予警報等情報の収集伝達に関すること 38 災害広報に関すること 39 避難の勧告、指示に関すること 40 本市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する	産業労働観光部 農林水産部 産業労働観光部 農林水産部 産業労働観光部 福祉保健部 県民・生活環境部 防災企画課 防災企画課 防災企画課 危機対策課 危機対策課 危機対策課 危機対策課		とめに関すること 30（原子力災害）風評被害等の軽減に関すること 31（原子力災害）被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 32（原子力災害）心身の健康相談に関すること 33（原子力災害）物価の監視に関すること 34 新潟県防災会議に関すること 35 市及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災業務又は業務の実施についての総合調整に関すること 36 被災状況に関する情報収集に関すること 37 災害予警報等情報の収集伝達に関すること 38 災害広報に関すること 39 避難の勧告、指示に関すること 40 本市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する	産業労働観光部 農林水産部 産業労働観光部 農林水産部 産業労働観光部 福祉保健部 県民・生活環境部 防災企画課 防災企画課 防災企画課 危機対策課 危機対策課 危機対策課 危機対策課	

修正後（案）			現行			修正理由
（教育庁）	ること			ること		災害対策基本法との整合 同上 県計画との整合
	41 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること	防災企画課		41 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること	防災企画課	
	42 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること	健康対策課		42 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること	健康対策課	
	43 本市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること	消防課		43 本市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること	消防課	
	44 <u>避難行動要支援者</u> に対する相談、 <u>支援</u> に関すること	福祉保健課		44 <u>災害時要援護者</u> に対する相談、 <u>援護</u> に関すること	福祉保健課	
	45 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること	土木部 農林水産部		45 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること	土木部 農林水産部	
	46 （原子力災害） <u>教職員</u> 、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	保健体育課	（教育庁）	46 （原子力災害） <u>（追加）</u> 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	保健体育課	
	47 （原子力災害）児童、生徒の退避及び避難に関すること	保健体育課		47 （原子力災害）児童、生徒の退避及び避難に関すること	保健体育課	
	48 （原子力災害）学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	総務課		48 （原子力災害）学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	総務課	
	49 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること	保健体育課		49 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること	保健体育課	

修正後（案）			現行			修正理由
新潟県警察本部 長岡警察署 見附警察署 与板警察署 柏崎警察署 小千谷警察署 ※連絡窓口は、新潟県警察本部のもの。	50（原子力災害）緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関する事	警備第二課	新潟県警察本部 長岡警察署 見附警察署 与板警察署 柏崎警察署 小千谷警察署 ※連絡窓口は、新潟県警察本部のもの。	50（原子力災害）緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関する事	警備第二課	
	51（原子力災害）警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警戒警備に関する事	警備第二課		51（原子力災害）警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限、警戒警備に関する事	警備第二課	
	52（原子力災害）交通規制、緊急交通路の確保に関する事	交通規制課		52（原子力災害）交通規制、緊急交通路の確保に関する事	交通規制課	
	53（原子力災害）現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	警備第二課		53（原子力災害）現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事	警備第二課	
	54 避難誘導、被災者の救出その他の人命保護に関する事			54 避難誘導、被災者の救出その他の人命保護に関する事		
	55 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事			55 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関する事		
	56 行方不明者調査及び死体の検視に関する事			56 行方不明者調査及び死体の検視に関する事		
	57 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事			57 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事		

修正後（案）				現行				修正理由
指定地方行政機関	長岡労働基準監督署	1 (原子力災害)労働災害防止に関する指導監督に関すること 2 災害時における産業安全確保措置に関すること	安全衛生課	指定地方行政機関	長岡労働基準監督署	1 (原子力災害)労働災害防止に関する指導監督に関すること 2 災害時における産業安全確保措置に関すること	安全衛生課	名称変更
	<u>北陸農政局</u> (削除)	1 (原子力災害)農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること 2 (原子力災害)農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること 3 災害時における応急食糧の緊急引き渡しに関すること	<u>総合窓口</u>		<u>北陸農政局</u> <u>長岡地域センター</u>	1 (原子力災害)農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること 2 (原子力災害)農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること 3 災害時における応急食糧の緊急引き渡しに関すること	<u>農政推進グループ</u>	
	関東森林管理局 中越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	総務課		関東森林管理局 中越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	総務課	
	北陸地方整備局 信濃川河川事務所	1 信濃川及び信濃川（下流）に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管	防災情報課		北陸地方整備局 信濃川河川事務所	1 信濃川及び信濃川（下流）に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管	防災情報課	

修正後（案）				現行				修正理由
	北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施にすること	調査設計課		北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施にすること	調査設計課	組織変更
	北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	国の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧にすること	調査課		北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	国の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧にすること	調査課	
	北陸地方整備局 長岡国道事務所	1（原子力災害）災害時における一般国道（8号、17号、116号）の通行確保にすること 2（原子力災害）災害時における一般国道（8号、17号、116号）の道路利用者に対する情報提供にすること 3 一般国道（8号、17号、116号）の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること	防災情報課		北陸地方整備局 長岡国道事務所	1（原子力災害）災害時における一般国道（8号、17号、116号）の通行確保にすること 2（原子力災害）災害時における一般国道（8号、17号、116号）の道路利用者に対する情報提供にすること 3 一般国道（8号、17号、116号）の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること	防災情報課	
	新潟地方気象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達にすること	防災担当		新潟地方気象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達にすること	防災業務課	

修正後（案）				現行				修正理由
	<u>第九管区海上保安本部</u>	1 (原子力災害)船舶等に対する原子力災害に関する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること 2 (原子力災害)海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること 3 海難等の救助及び海上交通の安全確保に関すること 4 海上における治安の維持及び災害時における海上の救済援助に関すること 5 通信の確保に関すること 6 船舶等への津波警報の伝達に関すること	海上防災係		<u>新潟海上保安部</u>	1 (原子力災害)船舶等に対する原子力災害に関する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること 2 (原子力災害)海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること 3 海難等の救助及び海上交通の安全確保に関すること 4 海上における治安の維持及び災害時における海上の救済援助に関すること 5 通信の確保に関すること 6 船舶等への津波警報の伝達に関すること	海上防災係	組織変更
	<u>陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊</u>	1 (原子力災害)緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること 2 防災関係資料の事前収集等と災害派遣準備体制の確立に関すること 3 災害発生時の情報収集活動への協力に関すること 4 災害出動要請又は出動命令	<u>第3科</u>		<u>陸上自衛隊高田駐屯地</u>	1 (原子力災害)緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること 2 防災関係資料の事前収集等と災害派遣準備体制の確立に関すること 3 災害発生時の情報収集活動への協力に関すること 4 災害出動要請又は出動命令	<u>第2普通科連隊</u>	同上

修正後（案）				現行				修正理由
		に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事				に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事		組織変更
指定公共機関	国立研究開発法人防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター	1 防災に関する研究活動等の推進に関する事 2 市の行う防災活動に対する協力に関する事	研究支援グループ （雪氷防災研究センター担当）	指定公共機関	独立行政法人防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター	1 防災に関する研究活動等の推進に関する事 2 市の行う防災活動に対する協力に関する事	研究支援グループ （雪氷防災研究センター担当）	
	日本郵便(株) 長岡郵便局	災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関する事	業務企画室		日本郵便(株) 長岡郵便局	災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関する事	業務企画室	
	東日本旅客鉄道(株) 長岡駅	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関する事			東日本旅客鉄道(株) 長岡駅	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関する事		
	日本貨物鉄道(株) 南長岡駅	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関する事			日本貨物鉄道(株) 南長岡駅	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関する事		

修正後（案）				現行				修正理由
	東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	災害対策室		東日本電信電話(株) 新潟支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	災害対策室	組織変更
	(株)NTT ドコモ 新潟支店		ネットワーク部		(株)NTT ドコモ 新潟支店		ネットワーク部	
	東北電力(株) 長岡営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること	総務課		東北電力(株) 長岡営業所	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること	総務課	
	日本通運(株) 中越支店				日本通運(株) 中越支店			
	NHK新潟放送局 長岡支局	1 気象注意報・警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること			NHK新潟放送局 長岡報道室	1 気象注意報・警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること		
	日本赤十字社 新潟県支部				日本赤十字社 新潟県支部			
		1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の配分に関すること 3 災害義援金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整	事業推進課			1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の配分に関すること 3 災害義援金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整	事業推進課	

修正後（案）				現行				修正理由
指定 地方公 共機 関		に 関 す る こ と		指定 地方公 共機 関		に 関 す る こ と		組織変更
	東日本高速道路(株)新潟支社長岡管理事務所	1 高速自動車国道の防災管理に 関すること 2 災害時の高速自動車国道に おける輸送道路の確保に 関すること 3 高速自動車国道の早期災害 復旧に 関すること	工務		東日本高速道路(株)新潟支社長岡管理事務所	1 高速自動車国道の防災管理に 関すること 2 災害時の高速自動車国道に おける輸送道路の確保に 関すること 3 高速自動車国道の早期災害 復旧に 関すること	工務	
	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に 関すること 2 農業用水の汚染についての 情報収集及び対応に 関すること			土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に 関すること 2 農業用水の汚染についての 情報収集及び対応に 関すること		
	北陸瓦斯(株)長岡支社	災害時における都市ガスの安 定的供給に 関すること	総務グループ		北陸瓦斯(株)長岡支社	災害時における都市ガスの安 定的供給に 関すること	総務グループ	
	新潟運輸(株)長岡支店	災害時における陸路による緊 急輸送の確保に 関すること			新潟運輸(株)長岡支店	災害時における陸路による緊 急輸送の確保に 関すること		
中越運送(株)長岡営業所			中越運送(株)長岡支店					
	越後交通(株)	災害時における陸路による緊 急輸送の確保に 関すること	乗合バス課		越後交通(株)	災害時における陸路による緊 急輸送の確保に 関すること	乗合バス課	

修正後（案）				現行				修正理由
	佐渡汽船 (株) 寺泊代理 店	1 海上における安全輸送の確 保に関すること 2 災害時における海上の緊急 輸送の確保に関すること			佐渡汽船 (株) 寺泊代理 店	1 海上における安全輸送の確 保に関すること 2 災害時における海上の緊急 輸送の確保に関すること		
	(株)新潟放 送長岡支 社	1 災害時における広報活動に 関すること 2 気象警報等の放送に関する こと	報道		(株)新潟放 送長岡支 社	1 災害時における広報活動に 関すること 2 気象警報等の放送に関する こと	報道	
	(株)新潟総 合テレビ		報道		(株)新潟総 合テレビ		報道	
	(株)テレビ 新潟放送 網		報道		(株)テレビ 新潟放送 網		報道	
	(株)新潟テ レビ 21 長岡支社		報道		(株)新潟テ レビ 21 長岡支社		報道	
	(株)F M ラ ジオ新潟		放送部		(株)F M ラ ジオ新潟		放送部	
	新潟県民 エフエム 放送(株)		編成制作部		新潟県民 エフエム 放送(株)		編成制作部	
	長岡移動 電話シス テム(株)		制作部		長岡移動 電話シス テム(株)		制作部	
	(株)新潟日 報社		業務部		(株)新潟日 報社		業務部	

修正後（案）				現行				修正理由
	長岡支社				長岡支社			
その他の 公共的 団体及 び防災 上重要 施設の 管理者	越後なが おか農業 協同組合	1（原子力災害）災害情報、各 種措置の伝達に関する事		越後なが おか農業 協同組合	1（原子力災害）災害情報、各 種措置の伝達に関する事			
	越後さん とう農業 協同組合	2（原子力災害）汚染農畜水産 物の出荷制限等、応急対策 の協力に関する事		越後さん とう農業 協同組合	2（原子力災害）汚染農畜水産 物の出荷制限等、応急対策 の協力に関する事			
	にいがた 南蒲農業 協同組合	3 共同利用施設の災害応急対 策及び復旧に関する事		にいがた 南蒲農業 協同組合	3 共同利用施設の災害応急対 策及び復旧に関する事			
	柏崎農業 協同組合 北魚沼農 業協同組 合 農業共済 組合 森林組合 漁業協同 組合 各種組合	4 被災組合員に対する融資又 はそのあっせんに関する事		柏崎農業 協同組合 北魚沼農 業協同組 合 農業共済 組合 森林組合 漁業協同 組合 各種組合	4 被災組合員に対する融資又 はそのあっせんに関する事			
	公庫・金 融機関	災害時における融資・貸付等 の金融支援に関する事		公庫・金 融機関	災害時における融資・貸付等 の金融支援に関する事			
	長岡市医	災害時における医療救護に関		長岡市医	災害時における医療救護に関			

修正後（案）				現行				修正理由
	師会 見附市南 蒲原郡医 師会 小千谷市 魚沼市医 師会	すること			師会 見附市南 蒲原郡医 師会 小千谷市 魚沼市医 師会	すること		
	長岡市薬 剤師会	災害時における医薬品等の供 給に関すること			長岡市薬 剤師会	災害時における医薬品等の供 給に関すること		
	長岡商工 会議所 商工会	1 災害時における物価安定に ついての協力、徹底に関す ること 2 救助用物資、復旧資材の確 保についての協力、あっせ んに関すること	総務企画課		長岡商工 会議所 商工会	1 災害時における物価安定に ついての協力、徹底に関す ること 2 救助用物資、復旧資材の確 保についての協力、あっせ んに関すること	総務企画課	
	一般診療 所・病院	1 災害時における収容患者に 対する医療の確保に関す ること 2 災害時における負傷者等の 医療救護に関すること			一般診療 所・病院	1 災害時における収容患者に 対する医療の確保に関す ること 2 災害時における負傷者等の 医療救護に関すること		
	一般運輸 事業者	災害時における緊急輸送の確 保に関すること			一般運輸 事業者	災害時における緊急輸送の確 保に関すること		
	ダム施設 の管理者	ダム操作等施設の防災管理に 関すること			ダム施設 の管理者	ダム操作等施設の防災管理に 関すること		
	危険物関	災害時における危険物の保安			危険物関	災害時における危険物の保安		

修正後（案）				現行				修正理由
	係施設の 管理者	措置に関すること			係施設の 管理者	措置に関すること		
	(株)エヌ・ シィ・テ ィ	緊急情報等の放送に関するこ と	放送課		(株)エヌ・ シィ・テ ィ	緊急情報等の放送に関するこ と	放送課	
	社会福祉 法人 長岡市社 会福祉協 議会	1 災害情報及び各種措置に関 すること 2 市災害ボランティアセンタ ーの設置に関すること	地域福祉課		社会福祉 法人 長岡市社 会福祉協 議会	1 災害情報及び各種措置に関 すること 2 市災害ボランティアセンタ ーの設置に関すること	地域福祉課	
	コミュニティ 推進組織、町 内会、集落、 区、町内、自 主防災組織等	1 防災活動への協力に関する こと 2 住民に対する避難誘導への 協力に関すること 3 避難所運営への協力に関す ること 4 防災知識の普及に関するこ と 5 自主防災組織化の促進に関 すること			コミュニティ 推進組織、町 内会、集落、 区、町内、自 主防災組織等	1 防災活動への協力に関する こと 2 住民に対する避難誘導への 協力に関すること 3 避難所運営への協力に関す ること 4 防災知識の普及に関するこ と 5 自主防災組織化の促進に関 すること		
	ボランティア 団体 NPO 各種団体	1 防災活動への協力に関する こと 2 防災知識の普及に関するこ と 3 災害応急対策への協力に関			ボランティア 団体 NPO 各種団体	1 防災活動への協力に関する こと 2 防災知識の普及に関するこ と 3 災害応急対策への協力に関		

修正後（案）			現行			修正理由
	すること 4 本部への情報提供に関する こと			すること 4 本部への情報提供に関する こと		名称変更 県計画との整合 同上
2 原子力事業者が処理すべき事務又は業務の大綱			2 原子力事業者が処理すべき事務又は業務の大綱			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	
東京電力ホールディングス(株)	1 原子力施設の防災管理に すること 2 従業員等に対する教育、訓 練に すること 3 関係機関に対する情報の提 供に すること 4 放射線防護活動及び施設内 の防 災対策に すること 5 原子力防災対策の実施に必 要な諸設 備の整備に すること 6 原子力災害時における通報連 絡体制の整備に すること 7 原子力防災センター（現地事 故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に すること	防災安全部 防災安全グループ	東京電力(株)	1 原子力施設の防災管理に すること 2 従業員等に対する教育、訓 練に すること 3 関係機関に対する情報の提 供に すること 4 放射線防護活動及び施設内 の防 災対策に すること 5 原子力防災対策の実施に必 要な諸設 備の整備に すること 6 原子力災害時における通報連 絡体制の整備に すること 7 （追加）防災センター（現地 事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング（追加）要員の派遣に すること	防災安全部 防災安全グループ	

修正後（案）			現行			修正理由
	8 国、県、市町村及び関係機関 の実施する防災対策活動に対 する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関するこ と			8 国、県、市町村及び関係機関 の実施する防災対策活動に対 する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関するこ と		

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第1章第7節

修正後（案）		現行		修正理由
第7節 用語の解説 この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。		第6節 計画の目的 この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。		項番整理
用語	解説	用語	解説	
安定ヨウ素剤	放射性ヨウ素が身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで、低減することが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであるとされている。	安定ヨウ素剤	放射性ヨウ素が身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで、低減することが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであるとされている。	
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。	甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。	
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。	スクリーニング	原子力災害が起きた場合、住民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。	
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の安全を確認するために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否か評価すること。	環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の安全を確認するために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否か評価すること。	

修正後（案）		現行		修正理由
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。	原子力災害対策指針との整合
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEED I ネットワークシステム）</u>	<u>周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に計算するシステム。SPEED I ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。</u>	
環境放射線テレメータシステム	発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間監視しているシステムのこと。	環境放射線テレメータシステム	発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間監視しているシステムのこと。	文言整理
放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の <u>放射性希ガス</u> 、揮発性の <u>放射性</u> ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団のこと。	放射性プルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の <u>（追加）希ガス</u> 、揮発性の <u>（追加）</u> ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団のこと。	
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。	屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。	

修正後（案）		現行		修正理由
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>未満事象</u>	<u>原災法第 10 条に規定する特定事象に該当しない事故。（「新潟県地域防災計画」より抜粋）</u> <u>原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象。</u> <u>〔例：中越沖地震の変圧器の火災〕（県原子力安全対策課確認済）</u>	県計画との整合
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>特定事象に先行する事象</u>	<u>特に定めなし。短時間に原子力事業者よりトラブル情報の連絡が頻発するといった異常時に際し、各市町村において、状況を確認した上で特定事象に先行する事象に該当するかどうかを判断する。（県原子力安全対策課確認済）</u>	同上
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>警戒事象</u>	<u>原子力規制委員会が所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合。</u> （例）①原子力施設等立地市町村において、 <u>震度 5 弱以上の地震が発生した場合。②原子力施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。③原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が</u>	同上

修正後（案）		現行		修正理由
			<u>警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等。</u>	県計画との整合
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	特定事象	<u>原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象。（「防災基本計画」より抜粋）</u>	
原災法第１０条 通報	原災法第１０条に規定する事象（原災法施行規則第４条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例）①原子力発電所の境界付近で５μSv/hの放射線量が検出される状況。②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で５μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、ＰＡＺ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等 ＋ 安全協定 県内全市町村	原災法第１０条 通報	原災法第１０条に規定する事象（原災法施行規則第４条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例）①原子力発電所の境界付近で５μSv/hの放射線量が検出される状況。②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で５μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。③実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、ＰＡＺ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等 ＋ 安全協定 県内全市町村	

修正後（案）		現行		修正理由
原災法第 15 条 通報	原災法第 15 条に規定する事象（原災法施行令第 6 条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例）①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、<u>5 μSv/h 以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出。</u>②管理区域以外の場所において <u>500 μSv/h</u> を検出③臨界事故の発生。 （通報先） 内閣総理大臣、県 + 安全協定 県内全市町村	原災法第 15 条 通報	原災法第 15 条に規定する事象（原災法施行規則第 6 条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例）①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、<u>500 μSv/h を検出。</u>②排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1 m 以上離れた地点で、それぞれ通報事象の <u>10 0 倍の数値</u>を検出。③臨界事故の発生。 （通報先） 内閣総理大臣、県 + 安全協定 県内全市町村	文言整理 原災法施行令第 6 条の反映 同上
安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 （県内の事例） ○ 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和 58 年 10 月 28 日締結）	安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 （県内の事例） ○ 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和 58 年 10 月 28 日締結）	

修正後（案）		現行		修正理由
	○ 28市町村(立地市村を除く)・東京電力 (平成25年1月9日締結)		○ 28市町村(立地市村を除く)・東京電力 (平成25年1月9日締結)	前出のため削除
原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。	原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>E A L</u>	<u>Emergency Action Level：緊急時活動レベル</u>	

修正後（案）		現行		修正理由
			<u>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実にかつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベル（EAL）として設定する。EALの具体的内容については、原子力規制委員会において検討し、原子力防災対策指針に記載される。</u>	前出のため削除
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>OIL</u>	<u>Operational Intervention Level：運用上の介入レベル</u> <u>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（OIL）として設定する。OILの具体的水準については、原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載される。</u>	

修正後（案）		現行		修正理由
<u>要配慮者</u>	<u>高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の災害時に特に配慮を要する者のこと。</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	災害対策基本法より反映
<u>避難行動要支援者</u>	<u>災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。（①高齢者…概ね介護認定３以上、②身体障害者…障害の程度が１級又は２級、③知的障害者…療育手帳でその判定がＡ判定、④その他上記に準ずる者として市長が認める者）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	長岡市避難行動要支援者避難支援プランより反映

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第1節

修正後（案）	現行	修正理由
第1節 基本方針 （略）	第1節 基本方針 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第2節

修正後（案）	現行	修正理由
第2節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整 1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議（略） 2 原子力防災専門官との（削除）連携 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集<u>及び</u>連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センター（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	第2節 計画策定に係る関係機関等との協議・調整 1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議（略） 2 原子力防災専門官との<u>積極的な</u>連携 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センター（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）及び広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り実施する。	文言整理 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第3節

修正後（案）	現行	修正理由
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 関係機関との連携強化 （略） 2 応急・復旧活動に必要な資機材の確保 （略） 3 公共用地等の有効活用 （略）	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 関係機関との連携強化 （略） 2 応急・復旧活動に必要な資機材の確保 （略） 3 公共用地等の有効活用 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第4節

修正後（案）	現行	修正理由
第4節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略） 1 情報の収集・連絡体制 （1）～（6）（略） 2 情報の分析整理 （1）～（2）（略） （3）防災対策上必要とする資料 市は、国、県、<u>関係市町村及び原子力事業者と連携して応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料及び防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）に提供する。</u> <u>また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。</u> 3 通信手段・経路の多様化 （略） （1）（略） （2）（略） （3）非常用電源等の確保 市は、市庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するとともに、設備の耐震や免震な	第4節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略） 1 情報の収集・連絡体制 （1）～（6）（略） 2 情報の分析整理 （1）～（2）（略） （3）防災対策上必要とする資料 市は、国、県、<u>（追加）</u>及び原子力事業者と連携して応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する<u>基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画を備え付けるなど、防災対策上必要とする資料を整理する。</u> <u>（追加）</u> 3 通信手段・経路の多様化 （略） （1）（略） （2）（略） （3）非常用電源等の確保 市は、市庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備に努める。	県計画との整合 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
<u>どの対策を図る。</u> （４）（略）	（４）（略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第5節

修正後（案）				現行			修正理由
第5節 緊急事態応急体制の整備 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次の緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。				第5節 緊急事態応急体制の整備 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次の緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備する。また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。			県計画との整合
態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	態勢	本部等の設置基準	活動体制 (本部等の設置)	
第1次 配備	原子力災害警戒本部の設置	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	情報収集 事態	警戒	1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき	警戒態勢	
		2 柏崎市、刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒事態		2 その他市長が必要と認めるとき		
		3 柏崎市、刈羽村沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発令されたとき		第1次 配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/hを超える数値を検出したとき	警戒本部の設置	
		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 μ Sv/hを超える数値を検出したとき			2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象又は特定事象に先行する事象が認められるとき		
		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障			3 その他市長が必要と認めるとき		

修正後（案）				現行			修正理由
		<u>が認められるとき</u> 6 <u>その他市長が必要と認めたとき</u>					
<u>第2次配備</u>	<u>原子力災害対策本部の設置</u>	1 <u>原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき</u>	<u>施設敷地緊急事態</u>	<u>第2次配備</u>	1 <u>発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき</u> 2 <u>発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が5μSv/hを超える数値を検出したとき</u> 3 <u>原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</u> 4 <u>その他市長が必要と認めるとき</u>	<u>災害対策本部の設置</u>	
	<u>原子力災害現地対策本部の設置</u>	2 <u>原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</u> 3 <u>その他市長が必要と認めたとき</u>	<u>全面緊急事態</u>				
<u>(削除)</u>				1 <u>警戒態勢</u> <u>市は、安全協定に基づく未満事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、（追加）非常参集職員（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にするなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。</u>			県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>1 原子力災害警戒本部体制</u> 市は、<u>第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部の設置準備のため、副市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。また、原子力災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等について定める。</u> <u>2 原子力災害対策本部体制</u> 市は、<u>第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。また、原子力災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等について定める。（削除）必要に応じて、現地災害対策本部についても同様に定める。</u> 市は、<u>原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制を定める。また、この際</u> <u>の意思決定については、判断の遅滞がないよう意思決定者への情報の連絡及び指示を行うため、情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者を取り決めておく。</u> <u>3 原子力防災センター（オフサイトセンター）における体制</u> <u>（1）原子力防災センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備体制</u> 市は、<u>原災法第10条の通報</u>を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、原子力防災センター（オフサイトセンター）にお	<u>2 （追加）警戒本部体制</u> 市は、<u>安全協定に基づく警戒事象又は特定事象に先行する事象発生</u>の通報を受けた場合、副市長を本部長とする警戒本部を<u>迅速かつ的確に設置、運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等について定める。</u> <u>3 （追加）災害対策本部体制</u> 市は、<u>特定事象発生</u>の通報を受けた場合、市長を本部長とする災害対策本部を<u>迅速かつ的確に設置、運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制及び本部運営に必要な資機材の調達方法等について定める。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備を行う。</u> 市は、<u>（追加）迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制を定める。また、この際</u> <u>の意思決定については、判断の遅滞がないよう意思決定者への情報の連絡及び指示を行うため、情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者を取り決めておく。</u> <u>4 原子力防災センター（オフサイトセンター）における体制</u> <u>（1）原子力防災センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備体制</u> 市は、<u>警戒事象又は特定事象に先行する事象発生</u>の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、原子力防災センター（オ	項番整理・文言整理 県計画との整合 項番整理 県計画との整合 項番整理 県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
ける原子力災害合同対策協議会等の立ち上げ準備を行えるよう、国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。 （２） 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 （略） （３） 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制 （略） <u>４</u> 長期化に備えた動員体制 （略） <u>５</u> 防災関係機関相互の連携体制 （略） <u>６</u> 消防の相互応援体制等 （略） <u>７</u> 自衛隊との連携体制 （略） <u>８</u> 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国及び県と協力し、緊急時に必要となる人員や装備、資機材、避難先の収容施設、スクリーニング場所等の確保などに向けて、応援要請等の支援に関する協定を締結するなど、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図る。	フサイトセンター）における（追加）立ち上げ準備を行えるよう、国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。 （２） 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制 （略） （３） 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制 （略） <u>５</u> 長期化に備えた動員体制 （略） <u>６</u> 防災関係機関相互の連携体制 （略） <u>７</u> 消防の相互応援体制等 （略） <u>８</u> 自衛隊との連携体制 （略） <u>９</u> 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国及び県と協力し、緊急時に必要となる人員や装備、資機材、避難先の収容施設、スクリーニング会場等の確保などに向けて、応援要請等の支援に関する協定を締結するなど、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図る。	文言追加 項番整理 同上 同上 同上 同上 文言整理

修正後（案）	現行	修正理由
[県の対応] - 県は、避難者の受入可能市町村との調整のほか、市町村による放射線又は放射性物質濃度の測定等の支援や原子力防災訓練での連携等について、平常時から市町村と緊密な連携を図る。 - 県は、避難所の選定や市の避難計画立案支援等により、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。 <u>9</u> 原子力防災センター（オフサイトセンター）の平常時からの活用 （略） <u>1 0</u> モニタリング体制等 （略） <u>1 1</u> 専門家の派遣要請 市は、<u>原子力災害対策本部等を設置した場合、必要に応じ国に対し（削除）専門的知識を有する職員の派遣を要請する（削除）。</u>	[県の対応] - 県は、避難者の受入可能市町村との調整のほか、市町村による放射線又は放射性物質濃度の測定等の支援や原子力防災訓練での連携等について、平常時から市町村と緊密な連携を図る。 - 県は、避難所の選定や市の避難計画立案支援等により、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。 <u>1 0</u> 原子力防災センター（オフサイトセンター）の平常時からの活用 （略） <u>1 1</u> モニタリング体制等 （略） <u>1 2</u> 専門家の派遣要請 市は、<u>原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するため、その手続きを定める。</u>	項番整理 同上 同上 県計画との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第6節

修正後（案）	現行	修正理由
第6節 屋内退避、避難体制の整備 1 屋内退避、避難の方針 市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。	第6節 屋内退避、避難体制の整備 1 屋内退避、避難の方針 市は、次に示す方針を原則として、屋内退避、避難等の対応を行う。 ① <u>PAZ（原発5km圏）は、放射性物質が放出される前に即時避難し、次に実測や予測に基づきUPZ（5km～30km圏）が段階避難となる。その際、風向きを考慮し、直角方向など放射性物質を避ける方向への避難を原則とする。</u> <u>（理由）</u> ・ <u>即時避難（柏崎市・刈羽村の5km圏）と段階避難（長岡市など30km圏）の住民が、同時に避難を開始したとしても、多くの場合、錯綜しないことが確認できる。</u> ・ <u>風向きを考慮することで、複数の自治体間の調整が比較的容易になることが明確になり、それぞれの市町村の独自の避難計画を立案しやすくなる。</u> ・ <u>直角方向への避難であれば、とりあえずの危機を回避するためには、比較的短い距離で可能となることが確認できる。</u> <u>→ 概ね県内の近距離避難となり住民の安心感につながる</u> ② <u>避難を、とりあえず危機を脱出することを主たる目的とした「一次避難」と長期間の避難「二次避難」に区別し、一次避難を重視する。</u> <u>（理由）</u>	県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
2 屋内退避・避難計画の作成 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、<u>原災指針及び県が示す屋内退避、避難に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等に基づき、屋内退避・避難計画を作成する。</u> また、<u>県、県警察及び防災関係機関と協力し、市民等が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制などについての複数のパターンを考慮して、屋内退避・避難計画に反映させる。</u>	・ <u>とりあえずの危機を脱出するための一次避難という概念を導入することにより、混乱時における避難先の確保が比較的近距離内で可能になる。</u> ・ <u>近距離であるがゆえに、県内の市町村間の調整で可能になるケースが多い。</u> ・ <u>遠方への避難に比較して、近距離であれば心理的に安心感が得られる。</u> ③ <u>UPZにおいては、一定期間の屋内退避を前提とし、時間をかけた計画的避難を行う。</u> <u>（理由）</u> ・ <u>UPZの定義から当然の概念と考えられるが、現実には、住民に対し強力に徹底しないと受け入れられにくい概念である。</u> ・ <u>避難には相当な時間がかかるという現実を見据えれば、この原則を徹底しておくことが絶対条件である。</u> 2 屋内退避体制 市は、<u>屋内退避が必要な場合に備え、具体的な行動計画を定める。また、この場合、状況に応じた安定ヨウ素剤の服用等の防護措置や事態の進展による避難を考慮する。</u>	文言追加 県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
3 安定ヨウ素剤の配備体制 （略） 4 気象情報の入手体制 市は、新潟地方気象台や民間事業者等との連携を図り、段階的な屋内退避、避難などの防護対策の意思決定に必要となる<u>（削除）</u>気象情報を適切に入手できる体制を整備する。 ・新潟地方気象台ホームページ等による迅速な気象情報の入手 ・新潟地方気象台を講師とした気象情報に関する研修会の開催 ・気象情報を取り扱う民間事業者との連携による多方面からの気象情報の入手 など 5 避難誘導、移動手段等の確保 （略） （１）～（５）略 6 <u>避難所の確保</u> 市は、市域を超えて避難が必要となる場合に備え、県と協議し、<u>避難施設の選定を行う。</u> また、あらかじめ、避難先市町村等と協議し、避難所等の場所として指定された施設については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。	3 安定ヨウ素剤の配備体制 （略） 4 気象情報の入手体制 市は、新潟地方気象台や民間事業者等との連携を図り、段階的な屋内退避、避難などの防護対策の意思決定に必要となる<u>風向きや雨・雪などの</u>気象情報を適切に入手できる体制を整備する。 ・新潟地方気象台ホームページ等による迅速な気象情報の入手 ・新潟地方気象台を講師とした気象情報に関する研修会の開催 ・気象情報を取り扱う民間事業者との連携による多方面からの気象情報の入手 など 5 避難誘導、移動手段等の確保 （略） （１）～（５）略 6 <u>避難者受け入れ体制</u> 市は、学校、コミュニティセンター、体育館、公共グラウンド及び都市公園等の公共的施設等を対象に、<u>避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として指定する。また、避難場所の指定にあたっては、風向き等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、県内外の相互応援協定を締結している市町村に加え、国及び県の協力の下、広域避難等に係る新たな相互応援協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備する。</u> <u>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された施設に</u>	文言整理 県計画との整合 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
7 <u>要配慮者に対する支援体制</u> 市は、県の協力の下、原子力災害の特殊性に留意した<u>要配慮者の支援体制を整備する。</u> <u>（１）市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づいて避難支援体制を整備する。</u> <u>（２）市は、重点区域内の病院、社会福祉施設等の管理者等に対し、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請する。</u> <u>（３）一時滞在者についても、要配慮者と同様に避難支援計画等の整備に努めるものとし、次に示す方針に基づき、個別の屋内退避、避難等の支援を行う。</u> ① 高齢者、障害のある人 市は、地域における要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、「<u>長岡市避難行動要支援者避難支援プラン</u>」に基づき、<u>自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の呼びかけや介助により実施するものとする。</u>	については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 7 <u>災害時要援護者及び一時滞在者の支援体制</u> 市は、県の協力の下、原子力災害の特殊性に留意した<u>災害時要援護者の支援体制を整備する。</u> <u>災害時要援護者については、震災等自然災害対策と同様に、平常時より周辺住民や自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るなど、県の助言の下、災害時要援護者避難支援計画等の整備に努める。また、避難先施設の調整においては、福島第一原子力発電所の事故に伴い避難者を受け入れた実績を踏まえ、旅館やホテル等の民間宿泊施設を選択肢の一つとするなど、災害時要援護者の個別の特性に配慮するよう努める。</u> <u>なお、一時滞在者についても、災害時要援護者と同様に避難支援計画等の整備に努めるものとし、次に示す方針に基づき、個別の屋内退避、避難等の支援を行う。</u> (1) 高齢者、障害のある人 <u>屋内退避時の生活支援や避難において介助等の支援が必要であることから、周辺住民等への平常時からの協力体制の啓発とともに、医療機関や介護保険事業者の協力を受け、屋内退避時の支援体制や避難支援・誘導体制の整備に一層努める。</u> <u>[医療機関との連携]</u> <u>病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患</u>	文言整理 同上 項番整理・県計画との整合 文言整理 文言整理 項番整理 長岡市原子力災害に備えた避難計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
② 外国人 （略） ③ 妊産婦、乳幼児 （略） ④ 一時滞在者 観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力の下、的確な情報提供を行うとともに、災害対策本部を設置する<u>施設敷地緊急事態</u>の段階で早期に帰宅を求める。また、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設への一時的な退避を促すなど放射性物質による被ばくを防ぐための避難支援体制等を構築する。 8 学校等施設における体制 （略） 9 不特定多数の者が利用する施設に係る体制 （略）	<u>者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。</u> <u>〔社会福祉施設との連携〕</u> <u>社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。</u> (2) 外国人 （略） (3) 妊産婦、乳幼児 （略） (4) 一時滞在者 観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力の下、的確な情報提供を行うとともに、災害対策本部を設置する<u>特定事象等</u>の段階で早期に帰宅を求める。また、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設への一時的な退避を促すなど放射性物質による被ばくを防ぐための避難支援体制等を構築する。 8 学校等施設における体制 （略） 9 不特定多数の者が利用する施設に係る体制 （略）	項番整理 同上 同上 文言整理

修正後（案）	現行	修正理由
1 0 住民等の避難状況の確認体制 （略） 1 1 屋内退避、避難等の周知 市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング、<u>安定ヨウ素剤緊急配布等の場所・避難誘導方法</u>（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努める。また、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となるため、国、県及び原子力事業者の協力の下、<u>警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過</u>に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。さらに、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、市民向けリーフレット等を作成するなど、これらの計画の周知を行う。	1 0 住民等の避難状況の確認体制 （略） 1 1 屋内退避、避難等の周知 市は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング（<u>追加</u>）等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努める。また、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となるため、国、県及び原子力事業者の協力の下、<u>警戒事象や特定事象等</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。さらに、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、市民向けリーフレット等を作成するなど、これらの計画の周知を行う。	文言追加 文言整理

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第7節

修正後（案）	現行	修正理由
第7節 複合災害時対応体制の整備 1 計画の方針 市は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が<u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u>に備えて、必要な体制を整備する。 なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じる。 2 災害応急体制 （1）～（3）（略） 3 情報の収集および連絡体制等 （略） 4 原子力防災に関する知識の普及啓発 （略） 5 研修及び訓練の実施 （略） 6 緊急時モニタリング体制 （略）	第7節 複合災害時対応体制の整備 1 計画の方針 市は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が<u>複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）</u>に備えて、必要な体制を整備する。 なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じる。 2 災害応急体制 （1）～（3）（略） 3 情報の収集および連絡体制等 （略） 4 原子力防災に関する知識の普及啓発 （略） 5 研修及び訓練の実施 （略） 6 緊急時モニタリング体制 （略）	県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
7 <u>原子力災害医療体制</u> 市は、県が実施する複合災害時における<u>原子力災害医療体制</u>の整備に協力する。 〔県の対応〕 ・ 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。 ・ 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう体制を整備する。 8 <u>屋内退避・避難実施体制</u> (1) <u>屋内退避・避難（削除）計画の整備</u> 市は、<u>県及び関係機関と協力し</u>、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導等が行えるよう、<u>屋内退避・避難計画に反映させる。</u> (2) <u>避難所等の設置運営</u> 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われる体制を整備する。 〔県の対応〕 ・ 県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。	7 <u>緊急被ばく医療体制</u> 市は、県が実施する複合災害時における<u>緊急被ばく医療体制</u>の整備に協力する。 〔県の対応〕 ・ 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。 ・ 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう体制を整備する。 8 <u>屋内退避・避難実施体制</u> (1) <u>（追加）避難誘導計画（追加）</u> 市は、<u>避難誘導計画の作成に当たり</u>、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導等が行えるよう、<u>県の支援の下、計画を作成する。</u> (2) <u>避難所等の設置運営</u> 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われる体制を整備する。 〔県の対応〕 ・ 県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。	県計画との整合 同上 文言整理 同上 県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難所の運営方法等について調整を図るなど、体制を整備する。 9 緊急輸送活動体制 （略） 1 0 住民等への的確な情報伝達体制 （略）	県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難の受入体制や避難所の運営方法等について調整を図るなど、体制を整備する。 9 緊急輸送活動体制 （略） 1 0 住民等への的確な情報伝達体制 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第8節

修正後（案）	現行	修正理由
第8節 緊急輸送活動体制の整備 （略） 1 専門家の移送体制 市は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所や指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送等</u>についてあらかじめ県が定める場合には、これに協力する。 2 緊急輸送路の確保体制 （1）（略） （2）緊急時の配車、要員配置 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置について定めるよう努める。 〔県の対応〕 ・ 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。 ・ 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。 ・ 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施	第8節 緊急輸送活動体制の整備 （略） 1 専門家の移送体制 市は、<u>（独）放射線医学総合研究所や指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送（最寄りのヘリポートの場所等）</u>についてあらかじめ県が定める場合には、これに協力する。 2 緊急輸送路の確保体制 （1）（略） （2）緊急時の配車、要員配置 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置について定めるよう努める。 〔県の対応〕 ・ 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。 ・ 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。 ・ 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施	組織変更 文言修正

修正後（案）	現行	修正理由
設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。 ・ <u>県は物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</u> ・ 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備にあたって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。 [県警の対応] ・ 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。 ・ 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。 ・ 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。 [関係機関の対応] ・ 交通、鉄道、運送事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置について定めるよう努める。	設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。 <u>(追加)</u> ・ 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備にあたって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。 [県警の対応] ・ 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。 ・ 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。 ・ 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。 [関係機関の対応] ・ 交通、鉄道、運送事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置について定めるよう努める。	県計画との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第9節

修正後（案）	現行	修正理由
第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1 救助・救急及び消火活動用資機材 （略） 2 救助・救急機能の強化 （略） 3 <u>原子力災害</u>医療活動体制等 市及び消防本部は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査並びに除染等の<u>原子力災害</u>医療について協力するものとし、体制の整備を図る。 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等 （略） 5 物資の調達、供給活動 （略）	第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1 救助・救急及び消火活動用資機材 （略） 2 救助・救急機能の強化 （略） 3 <u>緊急被ばく</u>医療活動体制等 市及び消防本部は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査並びに除染等の<u>緊急被ばく</u>医療について協力するものとし、体制の整備を図る 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等 （略） 5 物資の調達、供給活動 （略）	県計画との整合 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第10節

修正後（案）	現行	修正理由
第10節 住民等への的確な情報伝達 1 方針 市は、国及び県と連携し、<u>情報収集事態等が発生した場合において、住民等に対して必要な情報が確実に伝達かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化を図り、事故の状況、市の対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。</u> 2 情報伝達手段の多重化、多様化（略） 3 地域コミュニティによる共助の推進 （1）（略） （2）<u>要配慮者</u>への情報伝達体制 市は、原子力災害の特殊性を踏まえ、国及び県と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの<u>要配慮者</u>並びに一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。	第10節 住民等への的確な情報伝達 1 方針 市は、国及び県と連携し、<u>警戒事象又は特定事象に先行する事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報については、災害対応の現状や地域の要望に応じた情報の提供に努めるとともに、住民等に対して必要な情報が確実に伝達かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化を図る。</u> 2 情報伝達手段の多重化、多様化（略） 3 地域コミュニティによる共助の推進 （1）（略） （2）<u>災害時要援護者</u>への情報伝達体制 市は、原子力災害の特殊性を踏まえ、国及び県と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの<u>災害時要援護者</u>並びに一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。	県計画との整合 同上 文言整理 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第11節

修正後（案）	現行	修正理由
第11節 行政機関の業務継続体制の整備 （略）	第11節 行政機関の業務継続体制の整備 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第12節

修正後（案）	現行	修正理由
第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 1 住民に対する普及啓発 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民向けリーフレットを作成するなど、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、原子力災害時にとるべき行動、留意事項、問合せ先等に関することについて普及啓発に努める。 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>要配慮者</u>へ十分に配慮することにより、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 2 教育機関における普及啓発 （略）	第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 1 住民に対する普及啓発 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、市民向けリーフレットを作成するなど、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、原子力災害時にとるべき行動、留意事項、問合せ先等に関することについて普及啓発に努める。 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>へ十分に配慮することにより、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 2 教育機関における普及啓発 （略）	文言整理 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第13節

修正後（案）	現行	修正理由
第13節 防災業務関係者の人材育成 市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するなど、人材育成に努める。また、必要に応じて、国及び防災関係機関と連携を図り、以下に掲げる事項等に関する研修を実施する。さらに、訓練等において研修の成果を確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実を図る。 ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容 ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨ <u>原子力災害医療</u>（応急手当を含む）に関すること ⑩ その他緊急時対応に関すること	第13節 防災業務関係者の人材育成 市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するなど、人材育成に努める。また、必要に応じて、国及び防災関係機関と連携を図り、以下に掲げる事項等に関する研修を実施する。さらに、訓練等において研修の成果を確認するなど、原子力災害対策の特殊性を踏まえた研修内容の充実を図る。 ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容 ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨ <u>放射線緊急被ばく医療</u>（応急手当を含む）に関すること ⑩ その他緊急時対応に関すること	県計画との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第2章第14節

修正後（案）	現行	修正理由
第14節 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 （1）訓練計画の策定 市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。 ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② 原子力防災センター（オフサイトセンター）への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 原子力災害医療訓練 ⑥ 住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 住民屋内退避、避難訓練 ⑧ 消防活動訓練、人命救助活動訓練 （2）国の訓練への参画 市は、<u>内閣府</u>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき<u>計画する</u>総合的な防災訓練に当市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策等、訓練の実施計画の企画立案に参画する。	第14節 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 （1）訓練計画の策定 市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。 ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② 原子力防災センター（オフサイトセンター）への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 緊急時被ばく医療訓練 ⑥ 住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 住民屋内退避、避難訓練 ⑧ 消防活動訓練、人命救助活動訓練 （2）国の訓練への参画 市は、<u>原子力防災会議</u>及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき<u>行う</u>総合的な防災訓練に当市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や複合災害・重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した<u>詳細な訓練シナリオを作成するなど</u>、訓練の実施計画の企画立案に参画する。	県計画との整合 同上 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
2 訓練の実施 （１）要素別訓練等の実施 市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と<u>連携し</u>、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。 （２）（略） 3 実践的な訓練の工夫と事後評価 （略）	2 訓練の実施 （１）要素別訓練等の実施 市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関<u>の支援の下</u>、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。 （２）（略） 3 実践的な訓練の工夫と事後評価 （略）	文言整理

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第1節

修正後（案）	現行	修正理由
第1節 基本方針 本章は、<u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより</u>、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。 なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。	第1節 基本方針 本章は、<u>原子力事業者からの未満事象、警戒事象、特定事象に先行する事象及び特定事象の通報があった場合の対応、また</u>、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。 なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。	文言整理

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第2節

修正後（案）	現行	修正理由
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 方針 （略） 2 警戒事態発生情報等の通報・連絡（削除） (1) 原子力事業者の通報・連絡 <u>原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。</u> (2) 防災関係機関相互の連絡及び対応 ① <u>原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。</u> ② <u>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。</u> ③ <u>内閣府は、P A Zを含む市村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制とともに、要配慮者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</u> ④ <u>県は、事故発生時の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を</u>	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 方針 （略） 2 未満事象等の通報・連絡および対応 (1) 原子力事業者の通報・連絡 <u>原子力事業者の原子力防災管理者は、未満事象が発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。</u> (2) 防災関係機関相互の連絡及び対応 <u>市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。市は、原子力事業者や国、県から通報・連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する指定地方公共機関に連絡する。</u> 3 警戒事象又は特定事象に先行する事象の通報・連絡及び対応 (1) 原子力事業者の通報・連絡 <u>原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象に先行する事象が発生した場合は、安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。</u> (2) 防災関係機関相互の連絡及び対応 <u>市は、国、県、柏崎市、刈羽村及び原子力事業者等と連携し、情報収集を行う。</u> <u>市は、原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所、県警戒本部・原子力防災担当部署・地域振興局、新潟地</u>	文言整理 県計画との整合 事態に合わせた項目の整理及び県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。</u> ⑤ <u>原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。</u> ⑥ <u>県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。</u> ⑦ <u>県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。</u>	<u>方気象台などから、S P E E D I 情報や気象情報、その他応急対策活動に必要な情報を独自に入手する。</u> <u>市は、広報マニュアル等に従い、緊急告知FMラジオ、エリアメール・緊急速報メール、ケーブルテレビ、市ホームページ、広報車、防災行政無線など、あらゆる情報手段を活用し、必要に応じて住民への広報を行う。広報内容は定時的にきめ細かい内容とする。</u> <u>[原子力規制委員会の対応]</u> <u>原子力規制委員会は、警戒事象又は特定事象に先行する事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行う。また、必要に応じP A Zを含む市村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制を執るとともに、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、入院患者その他の災害時要援護者の早期避難準備を行うよう連絡する。</u> <u>[県の対応]</u> <u>・ 県は、事故発生の通報又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じて、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は、状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。</u> <u>・ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等につ</u>	事態に合わせた項目の整理及び県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
3 施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡 (1) 原子力関係法令に基づく通報・連絡 ① 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付することとされている。 ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、P A Zを含む市村及び県警察に連絡することとされている。 また、必要に応じP A Zを含む市村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。 ③ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。 また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、重点区域を含む市町村に連絡すること	いて、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。 ・ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。 4 特定事象発生情報等の（追加）連絡 (1) 原子力事業者等の通報・連絡 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、P A Z市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に対し所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により通報する。あわせて、安全協定に基づき、所定の様式により、県内全市町村へ通報する。 なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努める。 (2) 防災関係機関相互の連絡及び対応 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。 [原子力規制委員会（追加）の対応] ・ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、直ちに原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を（追加）行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、県及び県警察本部に連絡する。また、必要に応じP A Zを含む市村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡する。	項番整理・文言整理・追加 県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>とされている。</u> ④ <u>県は、原子力防災管理者、原子力規制委員会及び内閣府並びに原子力防災専門官から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。</u> ・ <u>PAZを含む市村と同様の情報を、PAZを含む市村を除く市町村に連絡</u> ・ <u>PAZを含む市村を除く市町村に 連絡する際には、PAZの住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達</u> ⑤ <u>原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</u> (2) <u>県の通報・連絡</u> ① <u>県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原子力防災第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。</u> ② <u>連絡を受けた原子力防災専門官は、「直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者の施設の状況確認を行うよう指示する」こととされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。</u> 4 <u>全面緊急事態発生情報等の通報・連絡</u> (1) <u>原子力事業者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。</u> (2) <u>上記（１）の通報を受けた場合の県の連絡については、</u>	・ <u>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市町村をはじめ国、県に連絡する。</u> <u>(追加)</u>	県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
<u>3（１）④に定めるところによる。</u> <u>（３）国は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。</u> 5 応急対策活動情報等の連絡 (1) <u>施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</u> ① <u>原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、P A Zを含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。</u> <u>また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。</u> ② <u>県は、国（原子力防災専門官を含む。）、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。</u> (2) <u>原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</u> <u>県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公</u>	5 応急対策活動情報（追加）の連絡 (1) <u>特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</u> <u>市は、原子力事業者等の原災法第10条通報により特定事象発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、次に示す対応を行う。</u> ① <u>原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。</u> ② <u>指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。</u> ③ <u>市と県が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。</u> ④ <u>国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。</u> (2) <u>原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</u> <u>原子力規制委員会は、原子力事業者からの原災法第15条通</u>	文言整理 同上 県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。 (3) 災害情報の連絡 ① 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、重点区域を含む市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。 ② 国の原子力災害対策本部は、一般回線が使用できない場合において、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされている。 ③ 県は、国の原子力災害対策本部から受けた内容について、市町村及び消防本部に伝達する。	報等により原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。 原子力防災専門官は、原子力防災センター（オフサイトセンター）において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、継続的に緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を行う。 市は、原子力規制委員会又は原子力事業者からの連絡により特定事象発生を把握した場合は、応急対策活動等の情報把握のため、次に示す対応を行う。 ① 国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。 ② 原子力防災センター（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。	
6 通信の確保 (1) 原子力事業者から通報があったときは、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。 (2) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村	6 一般回線が使用できない場合の対処 市は、地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合は、別途整備した衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	文言整理・県計画との整合 県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。</u> <u>また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</u> 7 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 市は、<u>国・県</u>が実施する緊急時モニタリングに<u>（削除）</u>協力を行う。 また、<u>（削除）</u>原子力防災センター（オフサイトセンター）に派遣した職員、県、原子力事業者を通じ、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等などの各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。 8 気象情報の適切な入手のための活動 市は、新潟地方気象台や民間事業者等と連携し、防護対策の判断材料となる<u>（削除）</u>気象情報を速やかに入手する。 9 通報連絡体系図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項、<u>東京電力ホールディングス</u>と市町村との安全協定に基づく通報経路 （発電所内での事象発生時の通報経路）	7 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 市は、<u>（追加）</u>県が実施する緊急時モニタリングに<u>関し、職員を派遣するなどの</u>協力を行う。 また、<u>独自で整備した機器を活用した緊急時モニタリングの実施や</u>原子力防災センター（オフサイトセンター）に派遣した職員、県、原子力事業者を通じ、屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等などの各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。 8 気象情報の適切な入手のための活動 市は、新潟地方気象台や民間事業者等と連携し、防護対策の判断材料となる<u>風向きや雪・雨などの</u>気象情報を速やかに入手し、<u>屋内退避、避難等の意思決定を行う。</u> 9 通報連絡体系図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項、<u>東京電力</u>と市町村との安全協定に基づく通報経路 （発電所内での事象発生時の通報経路）	県計画との整合 文言整理 同上 同上 名称変更

修正後（案）	現行	修正理由
		県計画との整合 同上 同上 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第3節

修正後（案）				現行			修正理由																						
第3節 活動体制の確立 1 方針 （略） 2 災害対策本部等の設置基準 （削除）				第3節 活動体制の確立 1 方針 （略） 2 災害対策本部等の設置基準 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、下表のとおり設置基準を設ける。			県計画との整合																						
<table><tr><th>態勢</th><th>活動体制</th><th>設置基準</th><th>緊急事態区分</th></tr><tr><td rowspan="5">第1次 配備</td><td rowspan="5">原子力災害警戒本部の設置</td><td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td>情報収集事態</td></tr><tr><td>2 柏崎市、刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</td><td rowspan="4">警戒事態</td></tr><tr><td>3 柏崎市、刈羽村沿岸を含む津波予報区で、大津波警戒が発令されたとき</td></tr><tr><td>4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき</td></tr><tr><td>5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障</td></tr></table>				態勢	活動体制	設置基準		緊急事態区分	第1次 配備	原子力災害警戒本部の設置	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	情報収集事態	2 柏崎市、刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒事態	3 柏崎市、刈羽村沿岸を含む津波予報区で、大津波警戒が発令されたとき	4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき	5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障	<table><tr><th>態勢</th><th>本部等の設置基準</th><th>活動体制 （本部等の設置）</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒</td><td>1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき 2 その他市長が必要と認めるとき</td><td rowspan="2">警戒態勢</td></tr><tr><td>第1次 配備</td><td>1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象又は特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき</td><td rowspan="2">警戒本部の設置</td></tr></table>			態勢	本部等の設置基準	活動体制 （本部等の設置）	警戒	1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき 2 その他市長が必要と認めるとき	警戒態勢	第1次 配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象又は特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	警戒本部の設置
態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分																										
第1次 配備	原子力災害警戒本部の設置	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	情報収集事態																										
		2 柏崎市、刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒事態																										
		3 柏崎市、刈羽村沿岸を含む津波予報区で、大津波警戒が発令されたとき																											
		4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき																											
		5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障																											
態勢	本部等の設置基準	活動体制 （本部等の設置）																											
警戒	1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき 2 その他市長が必要と認めるとき	警戒態勢																											
	第1次 配備		1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象又は特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	警戒本部の設置																									

修正後（案）				現行			修正理由
		<u>が認められるとき</u> <u>6 その他市長が必要と認めたとき</u>					
<u>第2次 配備</u>	<u>原子力災害対策本部の設置</u>	<u>1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき</u>	<u>施設敷地 緊急事態</u>		<u>1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生 of 通報があったとき</u> <u>2 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が5 μSv/h を超える数値を検出したとき</u> <u>3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</u> <u>4 その他市長が必要と認めるとき</u>	<u>災害対策本部 の設置</u>	
	<u>原子力災害現地対策本部の設置</u>	<u>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</u> <u>3 その他市長が必要と認めたとき</u>	<u>全面緊急 事態</u>				
3 職員の配備 (1)～(3) (略) <u>(削除)</u>				3 職員の配備 (1)～(3) (略) 4 警戒態勢 <u>(1) 警戒態勢の基準</u> 市は、警戒態勢の基準に該当したときは、直ちに警戒態勢に移る。 <u>(2) 警戒態勢の業務</u> 警戒態勢の業務は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「原子力安全対策室」で行う。 <u>(3) 組織</u> 原子力安全対策室及び危機管理防災本部職員で構成する。			

修正後（案）	現行	修正理由
4 原子力災害警戒本部の設置 (1) 原子力災害警戒本部設置基準務 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害警戒本部を設置し、<u>原子力災害対策本部</u>（以下「災害対策本部」という。）の設置に備える。 (2) 原子力災害警戒本部（本部室）設置場所 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織 <u>原子力災害警戒本部</u>は、副市長ほか関係職員で構成する。 (4) 所掌事務 <u>原子力災害警戒本部</u>における所掌事務は、次のとおりとする。	(4) <u>所掌事務</u> <u>警戒態勢における所掌事務は、次のとおりとする。</u> ① <u>発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供</u> ② <u>国、県及び関係機関との緊密な情報交換</u> ③ <u>警戒本部の立ち上げ準備</u> ④ <u>その他必要な事務</u> (5) <u>警戒態勢の解除</u> <u>警戒体制の解除は、概ね次の基準による。</u> ① <u>発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。</u> ② <u>警戒本部が設置されたとき。</u> 5 <u>（追加）警戒本部の設置</u> (1) <u>（追加）警戒本部設置基準務</u> 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害警戒本部を設置し、<u>（追加）対策本部</u>（以下「災害対策本部」という。）の設置に備える。 (2) <u>（追加）警戒本部（本部室）設置場所</u> 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織 <u>（追加）警戒本部</u>は、副市長ほか関係職員で構成する。 (4) 所掌事務 <u>（追加）警戒本部</u>における所掌事務は、次のとおりとする。	項番整理・文言追加 文言追加 同上 同上 同上 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
① 発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供 ② 応急対策の検討、調整及び実施 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 報道機関への情報提供 ⑤ 住民等への広報 ⑥ <u>原子力</u>災害対策本部の立ち上げ準備 ⑦ 国等との情報の共有等 ⑧ その他必要な事務 (5) (略) (6) <u>原子力</u>災害警戒本部の廃止 次の場合は警戒本部を廃止する。 ① 災対法に基づく、災害対策本部が設置された場合 ② 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要が無いことを確認した場合 ③ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合 5 <u>原子力</u>災害対策本部の設置 (1) <u>原子力</u>災害対策本部設置基準 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする<u>原子力</u>災害対策本部を設置する。 (2) <u>原子力</u>災害対策本部（本部室）設置場所 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織 <u>原子力</u>災害対策本部の組織は、「長岡市災害対策本部等組織」	① 発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供 ② 応急対策の検討、調整及び実施 ③ 関係機関との連絡調整 ④ 報道機関への情報提供 ⑤ 住民等への広報 ⑥ <u>(追加)</u> 災害対策本部の立ち上げ準備 ⑦ 国等との情報の共有等 ⑧ その他必要な事務 (5) (略) (6) <u>(追加)</u> 警戒本部の廃止 次の場合は警戒本部を廃止する。 ① 災対法に基づく、災害対策本部が設置された場合 ② 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要が無いことを確認した場合 ③ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合 6 <u>(追加)</u> 災害対策本部の設置 (1) <u>(追加)</u> 災害対策本部設置基準 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする<u>(追加)</u> 災害対策本部を設置する。 (2) <u>(追加)</u> 災害対策本部（本部室）設置場所 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織 <u>(追加)</u> 災害対策本部の組織は、「長岡市災害対策本部等組織」	文言追加 同上 項番整理・文言整理 文言整理 同上 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。 （7） 原子力災害現地対策本部の設置 ① 市長は、<u>原子力</u>災害対策本部の設置と同時に、国の<u>原子力</u>災害対策本部との連絡調整のため、副市長を本部長（以下、「現地対策本部長」という。）とする原子力災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を原子力防災センター（オフサイトセンター）に設置する。 ② 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。 ③ <u>原子力</u>災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。	了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。 （7） 原子力災害現地対策本部の設置 ① 市長は、<u>（追加）</u>災害対策本部の設置と同時に、国の<u>（追加）</u>災害対策本部との連絡調整のため、副市長を本部長（以下、「現地対策本部長」という。）とする原子力災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を原子力防災センター（オフサイトセンター）に設置する。 ② 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。 ③ <u>（追加）</u>災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。	文言整理 同上

修正後（案）	現行	修正理由
【令和●●年●月現在】 長岡市災害対策本部等組織 長岡市災害対策本部 本 部 長：市長 副 本 部 長：副市長 本 部 員：教育長、地域政策監、 危機管理課長、理事、 部局長、支所長 原子力防災センター (オフサイトセンター) 原子力災害 現地対策本部 本 部 長：副市長 本 部 員：原子力安全 対策担当課長 ほか 防災関係機関 災害対策本部事務局 現地災害対策本部事務局 現 地 災 害 対 策 本 部 (〇〇支所) 本 部 長：支所長 本 部 員：各課の課長 災 対 部 災対 総 務 部 災対 広 報 部 災対 被 害 調 査 部 災対 ア オ ー レ 部 災対 福 祉 部 災対 環 境 部 災対 農 林 水 産 部 災対 土 木 部 災対 水 道 部 災対 消 防 部 災対 教 育 部 (現地災害対策本部を設置し ていない支所) 災対 支 所 部 災対支所部 災対 中之島支所部 災対 越路支所部 災対 三島支所部 災対 山古志支所部 災対 小国支所部 災対 和島支所部 災対 寺泊支所部 災対 栃尾支所部 災対 与板支所部 災対 川口支所部	【平成 25 年 2 月現在】 長岡市災害対策本部等組織（初動体制） 長岡市災害対策本部 本 部 長：市長 副 本 部 長：副市長 本 部 員：教育長、地域政策監、 (追加) 理事、部局長、 支所長 原子力防災センター (オフサイトセンター) 原子力災害 現地対策本部 本 部 長：副市長 本 部 員：原子力安全 対策室特命 主幹ほか 防災会議連絡員室 防災会議構成機関等は、 必要に応じて連絡員を 派遣 災害対策本部事務局 現地災害対策本部事務局 現 地 災 害 対 策 本 部 (〇〇支所) 本 部 長：支所長 本 部 員：各課の課長 災 対 部 災対 総 務 部 災対 道 難 ・ 救 護 部 災対 環 境 ・ 輸 送 部 災対 農 林 部 災対 被 害 調 査 部 災対 土 木 部 災対 水 道 部 災対 消 防 部 災対支所部 災対 中之島支所部 災対 越路支所部 災対 三島支所部 災対 山古志支所部 災対 小国支所部 災対 和島支所部 災対 寺泊支所部 災対 栃尾支所部 災対 与板支所部 災対 川口支所部 現 地 災 害 対 策 本 部 を 設 置 し た 支 所 現 地 災 害 対 策 本 部 を 設 置 し て い ない 支 所 現 地 災 害 対 策 班 災対 市民生活班 災対 環境衛生班 災対 産業建設班 災対 農 林 班 災対 商工観光班 災対 建 設 班 災対 水道ガス班 災対 教育支援班	組織改正に伴う変更・統合 長岡市地域防災計画（資料編） より引用

修正後（案）	現行	修正理由
	【平成 25 年 2 月現在】 <u>長岡市災害対策本部等組織（一般体制）</u> <pre> graph TD HQ["長岡市災害対策本部 本 部 長：市長 副 本 部 長：副市長 本 部 員：教育長、地域政策監、 (追加) 理事、部局長、 支所長"] AS["原子力防災センター (オフサイトセンター)"] AS_HQ["原子力災害 現地対策本部 本 部 長：副市長 本 部 員：原子力安全 対策室長 主幹ほか"] AS --- AS_HQ AS_HQ --- HQ AS_HQ --- ST["防災会議連絡員室 防災会議構成機関等は、 必要に応じて連絡員を 派遣"] ST --- HQ ST --- ST_N["<u>現地災害対策本部を設置して いない支所</u>"] ST_N --- ST_N_L["災対支所部 災対 中之島支所部 災対 越路支所部 災対 三島支所部 災対 山古志支所部 災対 小国支所部 災対 和島支所部 災対 寺泊支所部 災対 柳尾支所部 災対 与板支所部 災対 川口支所部"] HQ --- ST_C["災害対策本部事務局"] HQ --- ST_L["現地災害対策本部事務局 〇〇支所 本 部 長：支所長 本 部 員：各課の課長"] ST_C --- ST_C_L["災 対 部 災対 総 務 部 災対 財 務 部 災対 市 民 部 災対 福 祉 保 健 部 災対 環 境 部 災対 商 工 部 災対 農 林 部 災対 都 市 整 備 部 災対 土 木 部 災対 水 道 部 災対 消 防 部 災対 教 育 部 災対 議 会 部"] ST_L --- ST_L_L["現地災害対策 災対 市民生活班 災対 環境衛生班 災対 産業建設班 災対 農 林 班 災対 商工観光班 災対 建設班 災対 水道ガス班 災対 教育支援班"] </pre>	組織改正に伴う変更・統合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣</u> (1) <u>現地事故対策連絡会議</u> 市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、現地災害対策本部員をこれに出席させ、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行う。 (2) <u>原子力災害合同対策協議会の対応</u> 市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。 なお、市は、緊急事態宣言前に国の求めがあった場合は、指定する職員を原子力災害合同対策協議会機能班に準ずる組織に派遣し、国、防災関係機関とともに情報収集等を行う。	<u>7 原子力防災センター（オフサイトセンター）との連携</u> (1) <u>特定事象通報受信後の対応</u> 市は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等から情報等を得るなど連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちに原子力防災センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力を行う。また、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センター（オフサイトセンター）にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員を原子力防災センター（オフサイトセンター）に派遣する。 なお、派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。 (2) <u>原子力緊急事態宣言発出後の対応</u> 市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定めた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。また、あらかじめ定めた職員を原子力防災センター（オフサイトセンター）に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。	項番整理・県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>7</u> 専門家の派遣要請 市は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、原子力規制庁等に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 <u>8</u> 応援要請及び職員の派遣要請等 （略） <u>9</u> 自衛隊の派遣要請等 （略） <u>1 0</u> 原子力事業者の派遣要請等 （略） <u>1 1</u> 防災業務関係者の安全確保方針 （略） <u>1 2</u> 原子力被災者生活支援チームとの連携 （略）	<u>8</u> 専門家の派遣要請 市は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。 <u>9</u> 応援要請及び職員の派遣要請等 （略） <u>1 0</u> 自衛隊の派遣要請等 （略） <u>1 1</u> 原子力事業者の派遣要請等 （略） <u>1 2</u> 防災業務関係者の安全確保方針 （略） <u>1 3</u> 原子力被災者生活支援チームとの連携 （略）	項番整理 県計画との整合 項番整理 同上 同上 同上 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第4節

修正後（案）	現行	修正理由
第4節 屋内退避、<u>避難等の防護措置</u> 1 方針 市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、<u>避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。</u> 2 屋内退避、避難等の指標 <u>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。</u> <u>これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。</u> 3 屋内退避、避難等の指示体系（略） 4 屋内退避、避難等の対応方針（削除） 市は、国及び県と連携し、原子力災害対策指針や緊急時モニタリングデータの結果等を踏まえ、UPZ内の住民等に対する屋内退避や避難のための立ち退きの勧告、指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施する。 あわせて、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国	第4節 屋内退避、<u>避難、受入れ等の防護活動</u> 1 方針 市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命並びに身体を原子力災害から保護するため、<u>屋内退避、避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。</u> 2 屋内退避、避難等の指標 <u>国等が定める基準等に基づき、屋内退避、避難等を実施する。</u> <u>放射線による被ばくを可能な限り抑えるため、計測可能な判断基準のほか、気象条件、SPEEDI等の予測的手法も活用する。</u> 3 屋内退避、避難等の指示体系（略） 4 屋内退避、避難等の対応方針 <u>(1) UPZ内の屋内退避、避難</u> 市は、国及び県と連携し、原子力災害対策指針や緊急時モニタリングデータの結果等を踏まえ、UPZ内の住民等に対する屋内退避や避難のための立ち退きの勧告、指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施する。 あわせて、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国	文言整理 県計画との整合 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
に要請する。 <u>（削除）</u> [U P Z 内の屋内退避、避難の対応方針] ・ <u>県は、警戒事態発生時には、市町村と協力し、当日の気象条件、環境放射線モニタリング結果、放射性物質拡散予測計算システム等の情報を勘案し、P A Z の受入先の調整、避難道路及び屋内退避をすべき区域の検討を開始する。</u> ・ <u>県及び避難市町村は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはE A L 及びO I L の考え方に基づいて実施する。ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</u> ・ <u>県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難することを、市町村とともに検討する。</u> ・ <u>県及び市町村は、一時滞在者の避難等が確実に行われる</u>	に要請する。 <u>[屋内退避、避難等実施の際に参照すべき事項]</u> ・ <u>発電所やP A Z 内の状況</u> ・ <u>風向きや気象条件（雨や雪）</u> ・ <u>S P E E D I による予測</u> ・ <u>県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータ</u> ・ <u>原子力災害対策指針を踏まえた国の指導、助言、指示</u> ・ <u>放射性物質による汚染状況調査</u> [U P Z 内の屋内退避、避難の対応方針] ・ <u>風向きや気象条件（雨や雪）、S P E E D I による予測、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を実施する。</u> ・ <u>その後、状況に応じ避難を要する場合は、風向きやS P E E D I による予測、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、段階的避難を実施する。</u> ・ <u>避難区域は、地域の実情やコミュニティ、町内会等も考慮し決定する。</u> ・ <u>共有地図のメッシュ等を活用し、円滑な屋内退避、避難を実施する。</u>	県計画との整合 同上

修正後（案）	現行	修正理由
<u>よう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 5 安定ヨウ素剤の予防服用 （略） 6 学校等施設における屋内退避等の対応 （略） 7 不特定多数の者が利用する施設における対応 （略） 8 <u>避難・屋内退避の実施</u> (1) <u>屋内退避指示</u> 市は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、UPZ内の住民等に対し、緊急告知FMラジオ・エリアメール等による広報、町内会・自主防災組織を通じてあら	(2) <u>PPA内での自主避難者受入れ対応</u> 市は、UPZ内の自主避難者の受入れを想定する際は、市内PPAの避難施設を開設する。 (3) <u>PPA内の屋内退避、避難</u> 市は、PPA内についても、UPZと同様に国及び県と連携し、原子力災害対策指針や緊急時モニタリングデータの結果等を踏まえ、PPA内の住民等に対する屋内退避の勧告、指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施する。また、緊急時モニタリングデータ等の結果を受け、中長期的な居住が難しいと判断された場合には、UPZと同様の避難を実施する。 5 安定ヨウ素剤の予防服用 （略） 6 学校等施設における屋内退避等の対応 （略） 7 不特定多数の者が利用する施設における対応 （略） 8 <u>避難地域の決定、避難誘導等</u> (1) <u>避難候補地の選定</u> 市は、市町村による原子力安全対策に関する研究会で検討した風向きごとの広域避難パターン等を考慮し、県が最終調整した複数の避難場所・施設の候補地を住民に周知する。	県計画との整合 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
<u>ためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。</u> <u>また、市は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。</u> (2) <u>避難指示</u> <u>県は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、UPZを含む市町に対し、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経路所又は避難施設名を確認するとともに、市を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。</u> <u>① 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、気象状況若しくは大気中拡散予測結果から避難区域が確認された場合</u> <u>② 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合</u> <u>また、当該避難を指示する場合において、県は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。</u> <u>市は、避難区域の通知を県から受けた場合は、避難区域の住民等に対し、避難経路所又は避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。</u> <u>市は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退</u>	(2) <u>避難実施時の避難先の選定</u> <u>避難等を行う必要が生じた場合は、あらかじめ選定した避難場所・施設の候補地を参考に、原子力防災センター（オフサイトセンター）内で開催される原子力災害合同対策協議会で決定する。</u> <u>なお、緊急の必要により、市町村長が避難指示を出す場合は、あらかじめ県が最終調整した複数の避難先候補地の中から、風向き、SPEEDIの放射能拡散予測結果等を用いて決定する。</u> <u>避難先の決定後は、速やかに地域住民へ伝達し、迅速な避難を実施する。</u>	県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
<u>きの勧告、又は指示等を行う。</u> <u>〔U P Z 外の住民等への避難指示等〕</u> ・ <u>県及びU P Z 外を含む本市は、必要に応じてU P Z と同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。</u> ・ <u>県は、次に掲げる場合には、上記により通知した屋内退避区域に対し、市を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。</u> ① <u>その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合</u> ② <u>発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、気象状況、大気中拡散予測結果から避難が必要と判断される場合</u> ③ <u>国から指導、助言又は指示があった場合</u> (3) 避難誘導、避難支援 (略) (4) 避難に資する情報提供 (略) (5) 避難実施状況の確認 (略) (6) 市の区域を越えた避難 (略)	(3) 避難誘導、避難支援 (略) (4) 避難に資する情報提供 (略) (5) 避難実施状況の確認 (略) (6) 市の区域を越えた避難 (略)	県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
9 避難先における避難者支援 <u>市は、国、県及び避難先自治体と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。</u> <u>（１）市内の避難所</u> <u>市は、国や県からの避難等に係る指示又は要請があり、また、独自の判断により避難指示等を発令するときは、避難所開設予定施設から必要な避難所を選定し、これを開設する。避難所の運営は、長岡市地域防災計画及び長岡地域地区防災センター・指定避難所運営マニュアルにより適切に運営する。</u> <u>（２）市外の避難所</u> <u>市は、避難先に職員を同行させ、県及び避難先市町村と連携し、避難所の適切な運営・管理を協力する。避難所の開設と運営は、第一義的に避難所を管理する自治体が行い、運営は一定期間経過後に市と避難者主体に移行する。</u> <u>（３）長期化に備えた対応</u> <u>避難の長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め避難所がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとされている。</u> <u>国、県及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報提供を行う。</u> <u>（４）生活必需品等の確保</u> <u>県及び市は、避難に際して必要となる生活必需品等の物資について、県及び市の備蓄物資を活用するほか、必要に応じて国や関係事業者等に要請し、迅速に確保する。</u>	9 避難先における避難者支援 <u>（１）避難者の情報の早期把握</u> <u>市は、それぞれの避難場所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。</u> <u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供する。</u> <u>（２）避難者受入れ・避難所運営</u> <u>市は、避難先に職員を同行させ、県及び受入市町村と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理に協力する。この際、避難場所等における正確な情報の伝達、物資等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</u> <u>市は、県及び受入市町村と連携し、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。</u> <u>市は、避難所における相談窓口体制についても整備する。</u>	長岡市原子力災害に備えた避難計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
[避難所運営にあたっての配慮事項] - 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 - 市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児等の<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、保健師等による巡回健康相談等についても、県と連携し実施する。 - 市は、県の協力の下、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て	[避難所運営にあたっての配慮事項] - 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 - 市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、保健師等による巡回健康相談等についても、県と連携し実施する。 - 市は、県の協力の下、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て	災害対策基本法との整合

修正後（案）	現行	修正理由
て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営（レイアウト含む）に努める。 - 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 - 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 - 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。 10 <u>要配慮者</u>の避難支援 (1) 方針 市は、<u>避難行動要支援者名簿</u>等を活用した避難等の支援を実施する。また、市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>要配慮者</u>及び一時滞 在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、応	て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営（レイアウト含む）に努める。 - 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 - 市は、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。 - 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。 10 <u>災害時要援護者</u>の避難支援 (1) 方針 市は、<u>災害時要援護者名簿</u>等を活用した避難等の支援を実施する。また、市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>災害時要援護者</u>及び一時滞 在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、	災害対策基本法との整合 同上 同上

修正後（案）	現行	修正理由
急仮設住宅や旅館・ホテル等の民間宿泊施設への優先的入居等に努める。 なお、<u>要配慮者</u>に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (2) 避難実施 市は、<u>警戒事態が発生した場合など、必要に応じ、要配慮者に対し、早期に避難準備に着手するよう情報提供する。在宅の要配慮者の屋内退避、避難を「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。</u> なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県、関係機関に避難支援を要請する。 [病院等医療機関の対応] ・病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させる。 [社会福祉施設の対応] ・社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。	応急仮設住宅や旅館・ホテル等の民間宿泊施設への優先的入居等に努める。 なお、<u>災害時要援護者</u>に向けた情報の提供についても十分配慮する。 (2) 避難実施 市は、<u>未満事象が発生した場合など、必要に応じ、（追加）早期に災害時要援護者の避難準備に着手する（追加）。在宅の災害時要援護者の屋内退避、避難を「災害時要援護者の避難支援プラン」（追加）に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。</u> なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県、関係機関に避難支援を要請する。 [病院等医療機関の対応] ・病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させる。 [社会福祉施設の対応] ・社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。	災害対策基本法との整合 県計画との整合 文言整理 同上

修正後（案）	現行	修正理由
1 1 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 （略） 1 2 物資等の供給 （略） 1 3 治安の確保及び火災の予防 （略）	1 1 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 （略） 1 2 物資等の供給 （略） 1 3 治安の確保及び火災の予防 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第5節

修正後（案）	現行	修正理由
第5節 飲食物の出荷制限、接種制限等 （略）	第5節 飲食物の出荷制限、接種制限等 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第6節

修正後（案）	現行	修正理由
第6節 緊急輸送活動 1 緊急輸送活動 （略） 2 緊急輸送のための交通確保 （略）	第6節 緊急輸送活動 1 緊急輸送活動 （略） 2 緊急輸送のための交通確保 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第7節

修正後（案）	現行	修正理由
第7節 救助・救急、消火及び医療活動 1 救助・救急及び消火活動 （略） 2 医療措置 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の<u>原子力災害医療</u>について協力する。	第7節 救助・救急、消火及び医療活動 1 救助・救急及び消火活動 （略） 2 医療措置 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の<u>緊急時被ばく医療</u>について協力する。	指針改正に基づく文言修正

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第8節

修正後（案）	現行	修正理由
第8節 住民等への的確な情報伝達活動 （略） 1 住民等への情報伝達活動 （１）～（２）（略） （３）住民等への情報提供活動にあたっての留意事項 市は、次の点に留意した情報提供を行う。 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果（<u>削除</u>等）、飲食物の放射性物質調査の結果に基づく出荷、摂取制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、民心の安定並びに<u>要配慮者</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。 2 住民からの問合せに対する回答 （略）	第8節 住民等への的確な情報伝達活動 （略） 1 住民等への情報伝達活動 （１）～（２）（略） （３）住民等への情報提供活動にあたっての留意事項 市は、次の点に留意した情報提供を行う。 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、<u>SPEED I</u>による放射能影響予測等）、飲食物の放射性物質調査の結果に基づく出荷、摂取制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、民心の安定並びに<u>災害時要援護者</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。 2 住民からの問合せに対する回答 （略）	防護措置にSPEED Iを用いないことから削除 災害対策基本法との整合

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第9節

修正後（案）	現行	修正理由
第9節 自発的支援の受入れ等 （略）	第9節 自発的支援の受入れ等 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第3章第10節

修正後（案）	現行	修正理由
第10節 核燃料物質等の運搬中の事故 （略）	第10節 核燃料物質等の運搬中の事故 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第4章第1節

修正後（案）	現行	修正理由
第1節 複合災害時における<u>原子力</u>災害対策本部等の組織・運営 1 方針 複合災害時には、災対法に基づく<u>原子力</u>災害対策本部又は市の対応方針に基づく<u>原子力</u>警戒本部を設置する。 なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。 2 <u>原子力</u>災害対策本部等の設置基準 (略) <u>(削除)</u> 3 <u>原子力</u>警戒本部の設置 (1) <u>原子力</u>警戒本部設置基準 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、<u>原子力</u>	第1節 複合災害時における <u>(追加)</u> 災害対策本部等の組織・運営 1 方針 複合災害時には、災対法に基づく <u>(追加)</u> 災害対策本部又は市の対応方針に基づく <u>(追加)</u> 警戒本部を設置する。 なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。 2 <u>(追加)</u> 災害対策本部等の設置基準 (略) 3 <u>警戒態勢</u> (1) <u>警戒態勢の基準</u> <u>市は、警戒態勢の基準に該当したときは、直ちに警戒態勢に移る。</u> (2) <u>警戒態勢の業務</u> <u>警戒態勢の業務は、長岡市役所本庁舎 東棟4階「原子力安全対策室」で行う。</u> (3) <u>組織、所掌事務、警戒態勢の解除</u> <u>第3章第3節4（3）、（4）及び（5）に準じる。</u> 4 <u>(追加)</u> 警戒本部の設置 (1) <u>(追加)</u> 警戒本部設置基準 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、<u>(追加)</u>	文言追加 同上 同上 同上 県計画との整合 項番整理・文言追加 文言追加 同上

修正後（案）	現行	修正理由
警戒本部を設置し、<u>原子力</u>災害対策本部の設置に備える。 (2) <u>原子力</u>警戒本部（本部室）設置場所 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟 4 階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織、所掌事務、本部会議及び<u>原子力</u>警戒本部の廃止 第 3 章第 3 節 <u>4</u>（3）、（4）、（5）及び（6）に準じる。 <u>4 原子力災害対策本部の設置</u> (1) <u>原子力</u>災害対策本部設置基準 市長は、第 2 次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする<u>原子力</u>災害対策本部を設置する。 (2) <u>原子力</u>災害対策本部（本部室）設置場所 （略） (3) 組織、所掌事務、本部会議、<u>原子力</u>災害対策本部の廃止及び原子力災害現地対策本部の設置 第 3 章第 3 節 <u>5</u>（3）、（4）、（5）、（6）及び（7）に準じる。	警戒本部を設置し、<u>(追加)</u> 災害対策本部の設置に備える。 (2) <u>(追加)</u> 警戒本部（本部室）設置場所 本部は、長岡市役所本庁舎 東棟 4 階「災害対策本部会議室」に設置する。 (3) 組織、所掌事務、本部会議及び<u>(追加)</u> 警戒本部の廃止 第 3 章第 3 節 <u>5</u>（3）、（4）、（5）及び（6）に準じる。 <u>5 (追加) 災害対策本部の設置</u> (1) <u>(追加)</u> 災害対策本部設置基準 市長は、第 2 次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする<u>(追加)</u> 災害対策本部を設置する。 (2) <u>(追加)</u> 災害対策本部（本部室）設置場所 （略） (3) 組織、所掌事務、本部会議、<u>(追加)</u> 災害対策本部の廃止及び原子力災害現地対策本部の設置 第 3 章第 3 節 <u>6</u>（3）、（4）、（5）、（6）及び（7）に準じる。	文言追加 同上 同上 項番整理 項番整理・文言追加 文言追加 同上 同上 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第4章第2節

修正後（案）	現行	修正理由
第2節 複合災害時における応急対策 1 方針 （略） 2 情報の収集・連絡 市は、県及び防災関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、<u>防災行政無線、ヘリコプターテレビ伝送システム等</u>を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。 3 緊急時モニタリング 市は、<u>国・県</u>が実施する「<u>(削除) 緊急時モニタリング</u>」に協力する。 [県の対応] 県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。 ・ <u>モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</u>	第2節 複合災害時における応急対策 1 方針 （略） 2 情報の収集・連絡 市は、県及び防災関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、<u>(追加) ヘリコプターテレビ伝送システム等</u>を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。 3 緊急時モニタリング 市は、<u>(追加) 県</u>が実施する「<u>複合災害時における緊急時モニタリング</u>」に協力する。 [県の対応] 県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、<u>緊急時モニタリング業務を行う。</u> ・ <u>自動観測局が被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応し、状況に応じてこれらを重点モニタリングエリアに展開する。</u> ・ <u>道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、モニタリング計画を作成する。</u>	県計画との整合 文言整理 県計画との整合

修正後（案）	現行	修正理由
・ <u>道路の被災状況や要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会のモニタリング実施計画の作成に協力する。</u> ・ <u>要員やモニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</u> 4 周辺住民等への情報伝達活動 市は、<u>大規模自然災害時</u>の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。 市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、<u>または</u>、<u>広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは</u>、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。 市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための問合せ窓口を増設するなど、体制を強化する。 5 屋内退避、避難等 (略)	・ <u>モニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、国及び原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づき要請を行うなど、緊急時のモニタリング設備や体制を確保する。</u> 4 周辺住民等への情報伝達活動 市は、<u>複合災害時</u>の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。 市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、<u>(追加)</u> 広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。 市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための問合せ窓口を増設するなど、体制を強化する。 5 屋内退避、避難等 (略)	県計画との整合 同上 文言整理

修正後（案）	現行	修正理由
6 原子力災害医療 市は、県が実施する複合災害時における<u>原子力災害医療</u>に協力する。 〔県の対応〕 ・ 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。 ・ 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。 ・ 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。 7 緊急輸送活動 （略） 8 救助・救急及び消火活動 （略）	6 緊急被ばく医療 市は、県が実施する複合災害時における<u>緊急被ばく医療</u>に協力する。 〔県の対応〕 ・ 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。 ・ 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。 ・ 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。 7 緊急輸送活動 （略） 8 救助・救急及び消火活動 （略）	県計画との整合 同上

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第5章第1節

修正後（案）	現行	修正理由
第1節 基本方針 （略）	第1節 基本方針 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第5章第2節

修正後（案）	現行	修正理由
第2節 避難完了・緊急事態解除宣言後の復旧・復興等の対応 （略）	第2節 避難完了・緊急事態解除宣言後の復旧・復興等の対応 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第5章第3節

修正後（案）	現行	修正理由
第3節 被災者の生活再建等の支援 （略）	第3節 被災者の生活再建等の支援 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第5章第4節

修正後（案）	現行	修正理由
第4節 産業等への支援 （略）	第4節 産業等への支援 （略）	

長岡市地域防災計画 原子力災害対策編 第5章第5節

修正後（案）	現行	修正理由
第5節 心身の健康相談体制の整備 （略）	第5節 心身の健康相談体制の整備 （略）	